

業 務 概 要

令和2年度版

(令和元年度実績)

高知県中央児童相談所

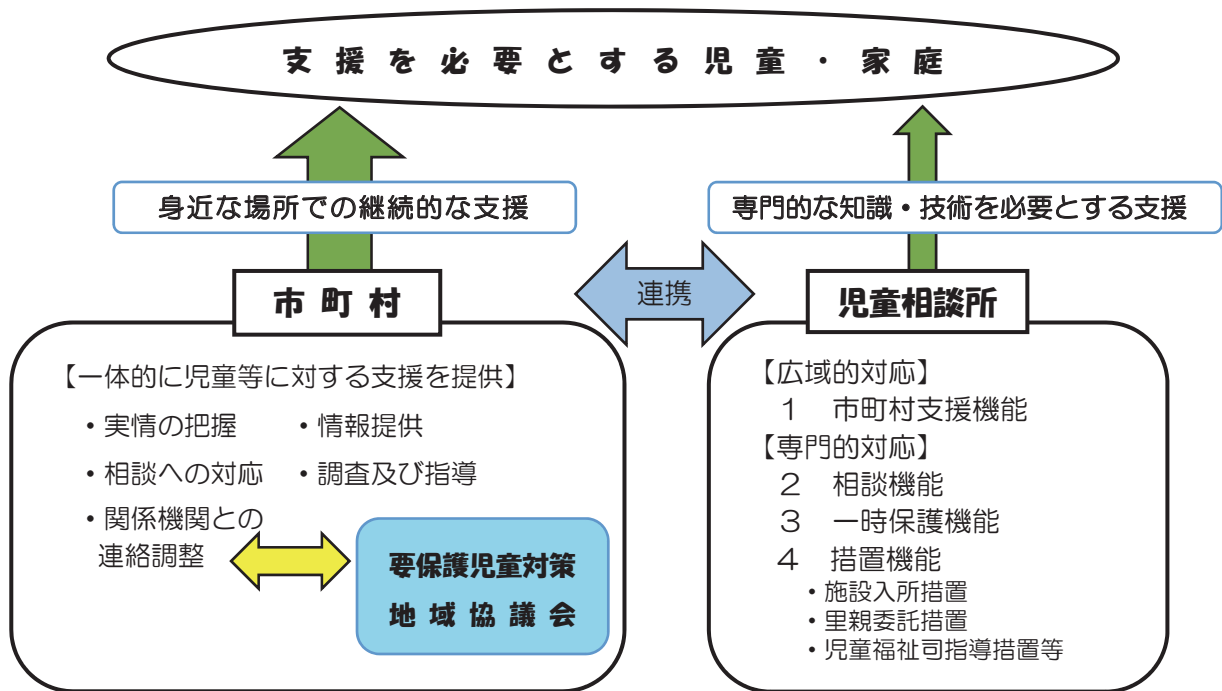
高知県幡多児童相談所

児童相談所の役割と市町村との連携

中央児童相談所及び幡多児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されている高知県の広域行政機関であり、子どもの福祉に関わる専門的な相談機関です。

県内市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童虐待対応を含む子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行っています。

身近な子育て相談へのニーズや児童虐待通告は増大しており、市町村と児童相談所が連携し、それぞれの機能を活かし、役割を分担して児童家庭問題に対応していかなければなりません。



【児童虐待対応等における児童相談所の権限・対応等】

- 1 職権による一時保護
 - ・児童相談所長が一時保護を必要と認めるときは、保護者や児童本人の同意なしに一時保護を行うことができます。
 - ・親権者の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を継続する場合は、家庭裁判所の承認を得たうえで行うことができます。
- 2 立入調査等
 - ・出頭要求、立入調査、臨検・捜索（地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可が必要）
- 3 家庭裁判所の承認による施設入所
 - ・虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する状態があり、親権者又は未成年後見人が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所措置等を行うことができます。
- 4 家庭裁判所への親権の喪失・停止宣告の請求

目 次

第1 児童相談所の概要

1	沿革	1
2	所在地及び管轄区域	2
3	組織と職員構成及び職員配置状況	3
4	相談の種類及び主な内容	6
5	高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図	7
6	高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図	8

第2 業務事業の実施状況

1	相談業務	
(1)	全体の状況	9
(2)	養護相談	10
(3)	児童虐待相談	12
(4)	障害相談	13
(5)	非行相談	13
(6)	育成相談	14
2	一時保護業務	15
3	援助の内容等対応状況	16
4	里親業務	
(1)	里親の種類と登録状況	16
(2)	高知県里親養育包括支援事業	17
(3)	児童相談所としての里親支援体制	18
5	市町村への支援業務	18
6	療育手帳判定及び情報提供等交付	20
7	言語発達相談	20
8	知的障害者更生相談所業務	21
9	家庭支援相談等業務	21
10	各種事業	
	《中央児童相談所》	
(1)	児童福祉施設等との連携	22
(2)	職員の専門能力の向上	23
(3)	児童相談所の法的対応力の強化	23
(4)	関係機関連携	23
(5)	講演及び教育活動	23
	《幡多児童相談所》	
(1)	児童福祉施設等措置児童のサポートケア	24
(2)	職員の専門能力の向上	24
(3)	関係機関職員を対象とした研修会の開催	24
(4)	関係機関連携	24
(5)	講演活動	25
(6)	巡回相談	25
◆	統計資料	26
◆	資料	52

第1 児童相談所の概要

1 沿革

昭和 22.12.12	児童福祉法（以下「法」という。）が制定され、昭和 23.1.1 から施行された。
23. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され、全県下を管轄区域とし、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の措置権限が所長に委任され、本庁児童課内で業務を開始した。
23. 4. 1	高知市愛宕町の県立盲ろう学校の跡を譲り受け、本庁から移転し、一時保護所も同所に開設した。
27. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が改正され、中央及び幡多の 2 児童相談所に分かれた。
27. 7. 1	中村市沖の前に幡多児童相談所の庁舎が完成し、幡多地区（幡多郡・中村市・宿毛市・土佐清水市）を所轄して業務を開始した。
28. 8. 1	法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による「児童福祉施設等に措置する」権限が所長に委任された。
37. 4. 1	中央児童相談所が B 級相談所に指定され、総務・業務の 2 課制となる。
38. 8.13	幡多児童相談所が中村市具同に庁舎を移転した。
43. 9. 1	法第 56 条第 1 項の規定による「本人又は扶養義務者から徴収する費用の額を設定する」権限が所長に委任された。
44. 3.22	法第 27 条第 2 項の規定による「国立療養所に治療を委託する」権限が所長に委任された。
46. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例並びに高知県行政組織規則の一部が改正され、幡多郡のうち大正町及び十和村が幡多児童相談所から中央児童相談所に移管した。
55.11. 1	中央児童相談所が高知市大津に移転した。
平成 7. 4. 1	幡多児童相談所の一時保護所を中央児童相談所に統合した。
11. 4. 1	中央児童相談所の障害児部門が療育福祉センターに移管された。 中央児童相談所に医師（小児科）1 名を配置した。
12. 4. 1	児童支援ホームを開設した。
18. 4. 1	企画調整課・こども支援課・相談課の 3 課制となり、また児童相談連携支援センターを設置した。
20. 4. 1	児童相談連携支援センターが廃止となり、相談課を 3 班から 4 班体制に改編した。
21. 4. 1	中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置した。
22. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例並びに高知県行政組織規則の一部が改正され、高知県中央児童相談所・高知県幡多児童相談所に名称が変更された。また、高岡郡の四万十町を中央児童相談所から幡多児童相談所へ移管した。 中央児童相談所は班長制からチーフ制となり、相談課に里親支援担当チーフを設置、児童虐待対応チームにチーフ設置と増員強化し改編した。
23. 4. 1	中央児童相談所の相談課内に非行相談専任担当を設置した。
25. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応チームに初期対応担当と家族支援担当の各チーフを設置した。
26. 4. 1	中央児童相談所の福祉専門職の次長職を新たに設置し、次長 2 人体制とした。相談課を地域相談課に、児童虐待対応チームを児童虐待対応課にそれぞれ名称変更した。 併せて、こども支援課のこころサポート担当を地域相談課に編入し、心理支援担当と名称変更するとともに、こども支援課の保護担当を児童虐待対応課に編入し、3 課 1 チーム体制を 3 課体制に改編した。
27. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応課の初期対応担当チーフを第一と第二の 2 人体制とした。 中央児童相談所に市町村を支援する市町村支援専門監を配置した。
28. 4. 1	中央児童相談所の企画調整課のチーフを 2 人体制とし市町村支援担当を配置した。

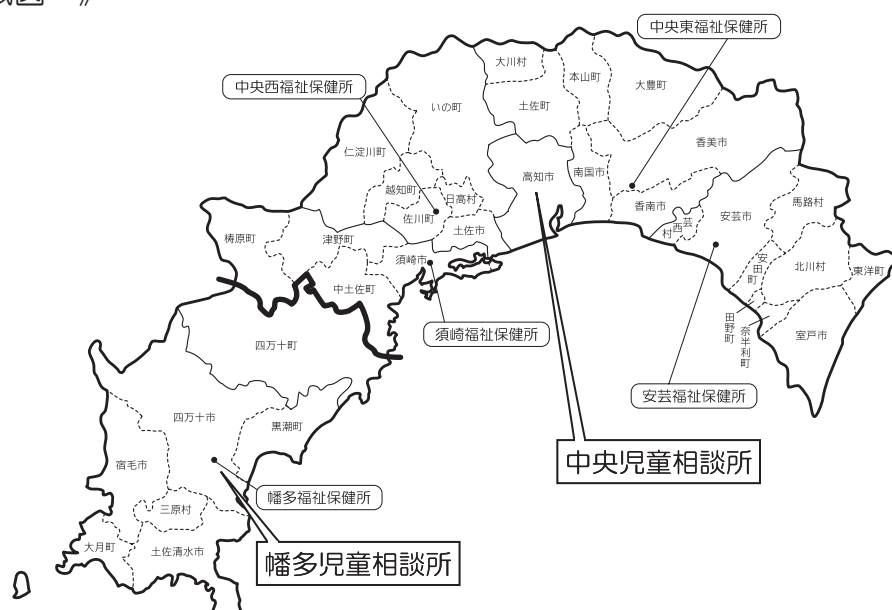
31. 1. 21	療育福祉センター（高知市若草町）と合築し、中央児童相談所を移転した。
31. 4. 1	障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。 中央児童相談所の次長職（事務）を副所長職とし、3課体制から5部体制とした。児童虐待対応課からは保護担当が独立、家族支援担当を地域相談部へ移管し、地域相談課からは心理支援担当が独立した。企画調整部（総務担当・市町村支援担当）、保護部（保護担当）、地域相談部（相談第一担当・第二担当・第三担当・第四担当）、初期対応部（初期対応第一担当・第二担当）、心理支援部（心理支援第一担当・第二担当）。
2. 4. 1	虐待防止対策監を配置した。 保護部のチーフを2人体制とし、保護第一担当・保護第二担当を設置した。 地域相談部を地域養育支援部とし、在宅ケースを担当する地域支援第一担当・第二担当と施設措置・里親措置委託ケースを担当する養育支援第一担当・第二担当に分け、職務を明確にし効率的、計画的に業務を行えるようにした。 市町村支援専門監を廃止した。

2 所在地及び管轄区域

令和2年4月1日現在

	所在地	TEL・FAX	管轄区域
中央	〒780-8081 高知市若草町 10-5	TEL 088-821-6700 (療育手帳 844-0035) FAX 088-821-9005	高知市・室戸市・安芸市・香南市・香美市 南国市・土佐市・須崎市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・本山町・大豊町・土佐町 いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・中土佐町 津野町・梶原町・北川村・馬路村・芸西村 大川村・日高村 《8市14町5村》
幡多	〒787-0050 四万十市渡川 1丁目 6-21	TEL 0880-37-3159 FAX 0880-37-3205	四万十市・宿毛市・土佐清水市・四万十町 黒潮町・大月町・三原村 《3市3町1村》

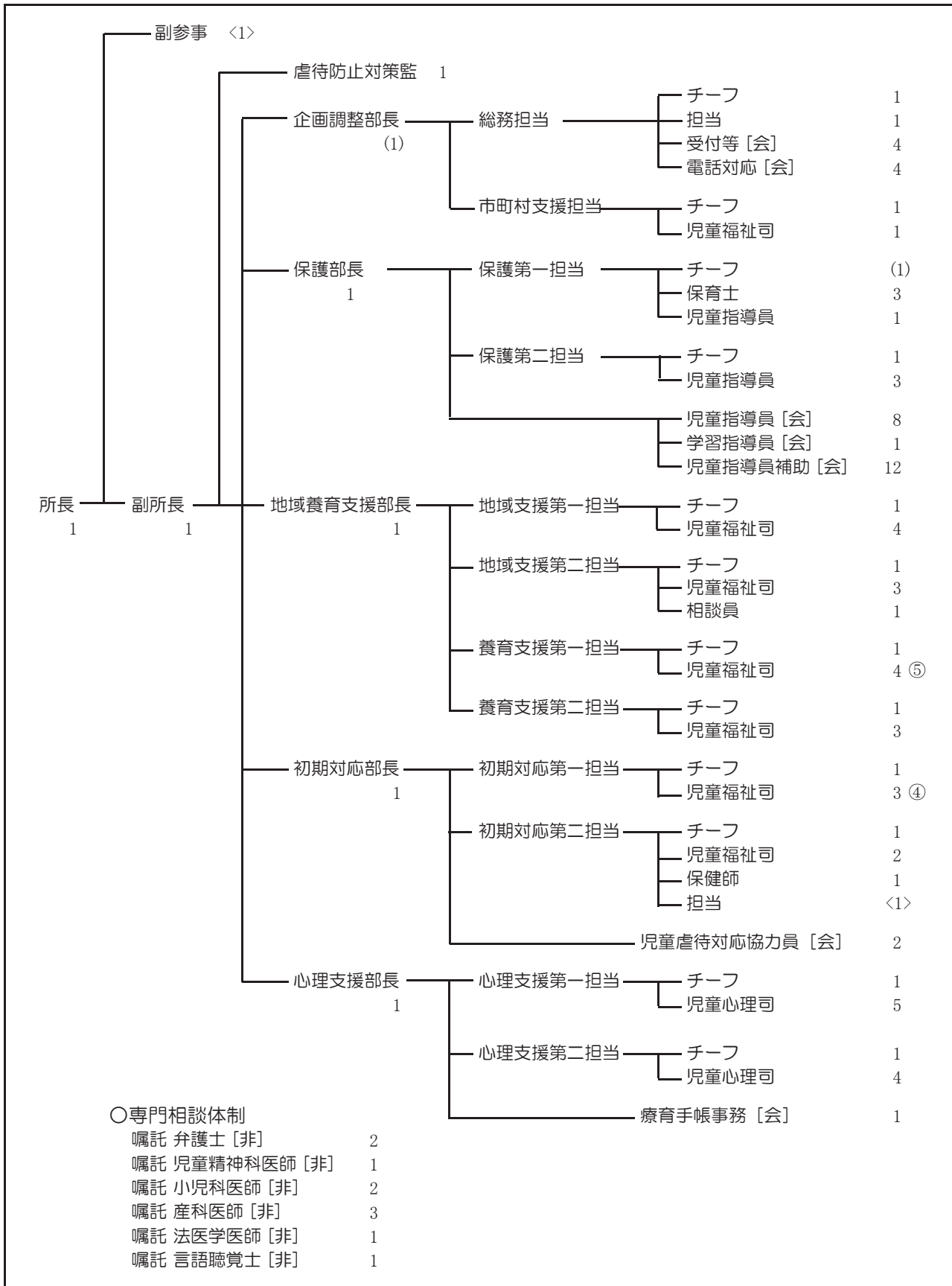
《 管轄区域図 》



3 組織と職員構成及び職員配置状況

○ 中央児童相談所／組織と職員構成

令和 2年 4月 1日現在



()は事務所の兼務職員、< >は他機関の兼務職員

○は産前産後休暇、育児休暇中の職員を含む

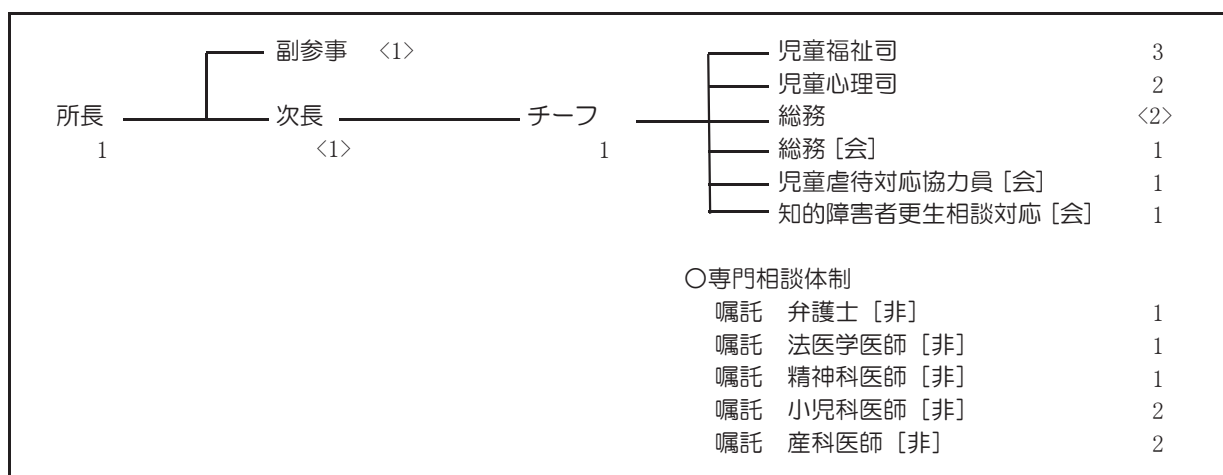
○ 中央児童相談所／職員配置状況

令和 2年 4月 1日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計	職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計
所長	1		1	初期対応部			
副参事	兼務<1>		兼務<1>	初期対応部長	1		1
副所長	1		1	初期対応第一担当チーフ	1		1
虐待防止対策監	1		1	児童福祉司	3		3
企画調整部				初期対応第二担当チーフ	1		1
企画調整部長	兼務(1)		兼務(1)	児童福祉司	2		2
総務担当チーフ	1		1	保健師	1		1
担当	1		1	担当	兼務<1>		兼務<1>
受付等		4	4	児童虐待対応協力員		2	2
電話対応相談員		4	4	心理支援部			
市町村支援担当チーフ	1		1	心理支援部長	1		1
児童福祉司	1		1	心理支援第一担当チーフ	1		1
保護部				児童心理司	5		5
保護部長	1		1	心理支援第二担当チーフ	1		1
保護第一担当チーフ	兼務(1)		兼務(1)	児童心理司	4		4
保育士	3		3	療育手帳事務		1	1
児童指導員	1		1	嘱託 弁護士		2	2
保護第二担当チーフ	1		1	嘱託 児童精神科医師		1	1
児童指導員	3		3	嘱託 小児科医師		2	2
児童指導員		8	8	嘱託 産科医師		3	3
学習指導員		1	1	嘱託 法医学医師		1	1
児童指導員補助		12	12	嘱託 言語聴覚士		1	1
地域養育支援部				合 計	59 兼務<2>	42	101 兼務<2>
地域養育支援部長	1		1				
地域支援第一担当チーフ	1		1				
児童福祉司	4		4				
地域支援第二担当チーフ	1		1				
児童福祉司	3		3				
相談員	1		1				
養育支援第一担当チーフ	1		1				
児童福祉司	4		4				
養育支援第二担当チーフ	1		1				
児童福祉司	3		3				

○ 幡多児童相談所／組織・職員構成

令和 2年 4月 1日現在



< >は、他機関の兼務職員

○ 幡多児童相談所／職員配置状況

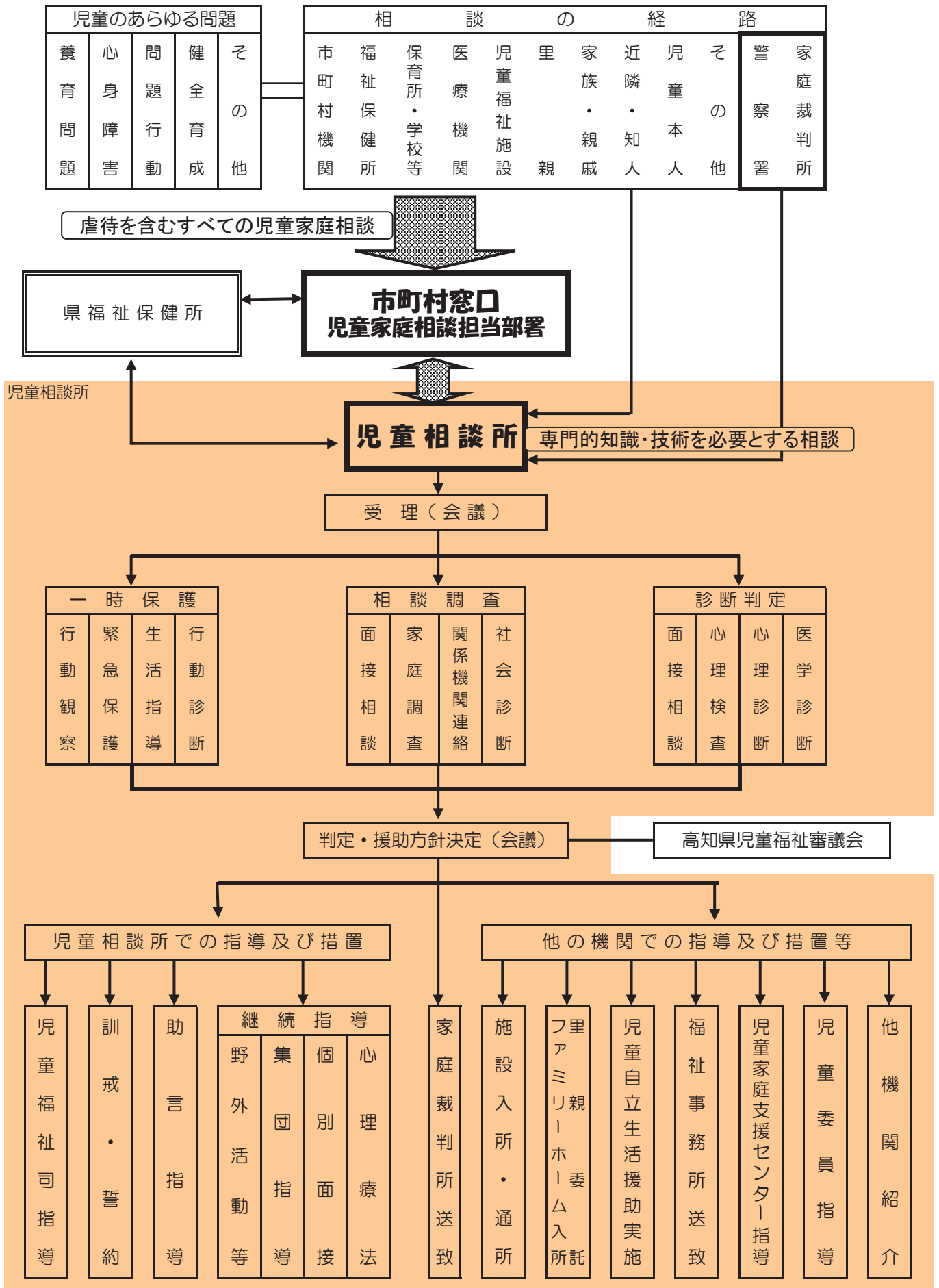
令和 2年 4月 1日現在

職名・職務	常勤	会計年度 任用職員	計
所長	1		1
副参事	兼務 <1>		兼務 <1>
次長	兼務 <1>		兼務 <1>
チーフ	1		1
児童福祉司	3		3
児童心理司	2		2
総務	兼務 <2>	1	兼務 <2> 1
児童虐待対応協力員		1	1
知的障害者更生相談対応		1	1
嘱託 弁護士		1	1
嘱託 法医学医師		1	1
嘱託 精神科医師		1	1
嘱託 小児科医師		2	2
嘱託 産科医師		2	2
合計	7 兼務 <4>	10	17 兼務 <4>

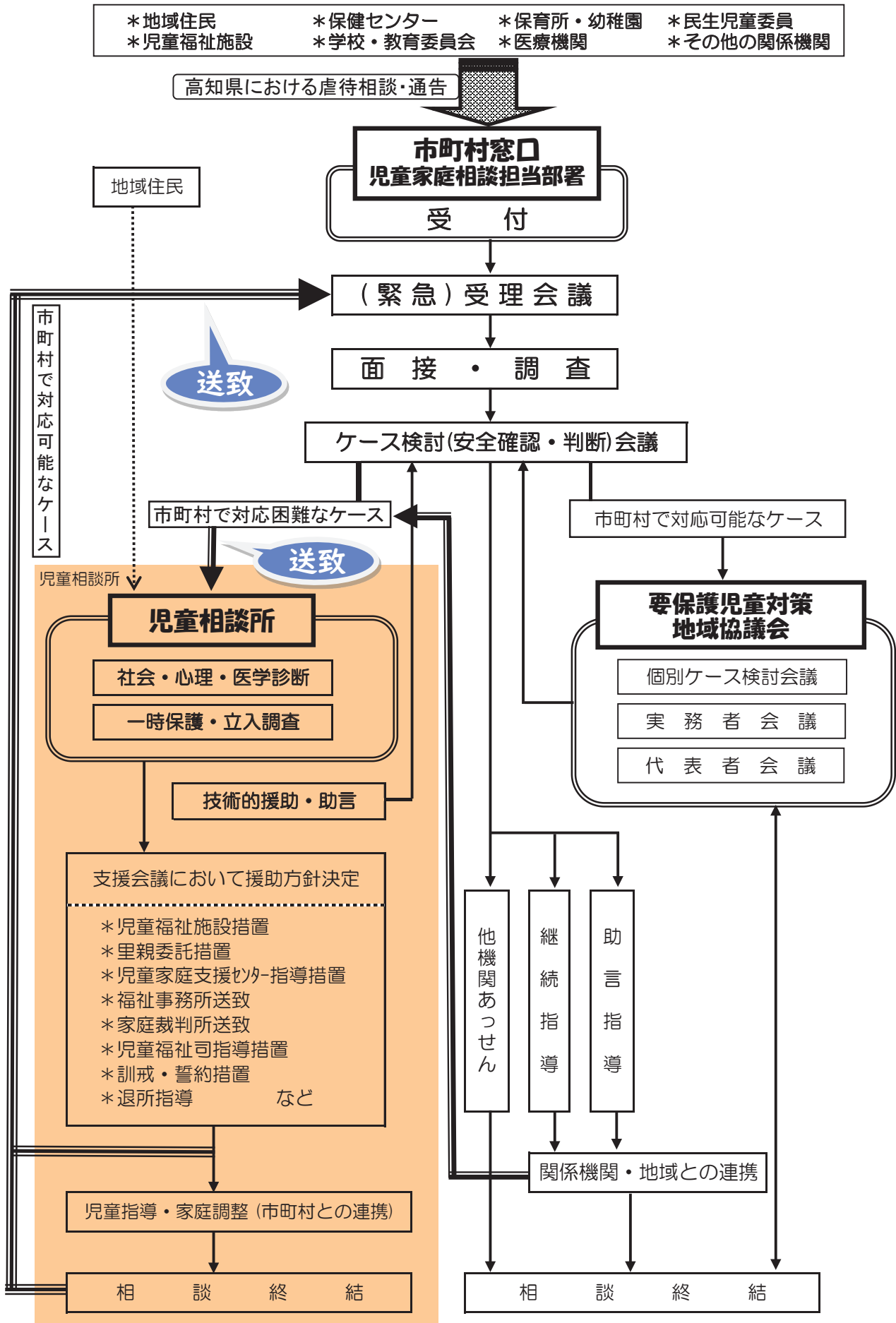
4 相談の種類及び主な内容

相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談
	その他の相談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、パルクソン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害のある子ども等に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある子どもに関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

5 高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図



6 高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図



第2 業務事業の実施状況

1 相談業務

令和元年度の児童相談所の相談受付総数は 2,018 件で、対前年度比 27 件の増加となっている。

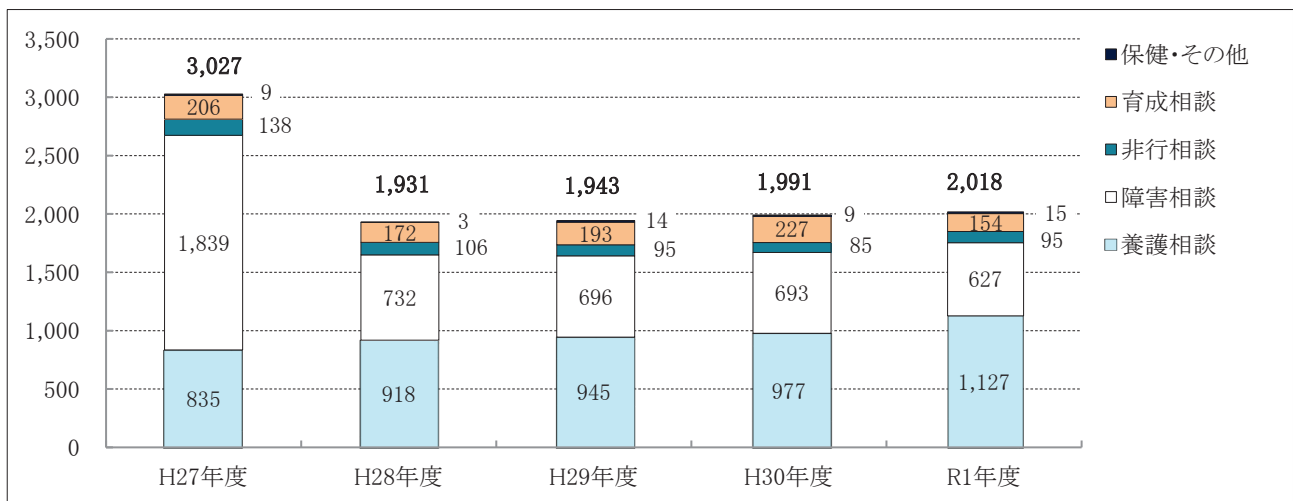
相談種類別で見ると、養護相談は、対前年度比で 150 件増加し、1,127 件となった。障害相談は、66 件減少し、627 件となっている。非行相談は、対前年度比 10 件の増加し 95 件、育成相談は、対前年度比 73 件の減で、154 件となっている。

全国と比較すると、養護相談、非行相談の割合が高く、障害相談、育成相談、保健・その他の相談の割合が低い傾向にある。中央と幡多を比較すると、中央は、幡多に比べ養護相談、非行相談の割合が高く、障害相談、育成相談の割合が低い傾向にある。

相談経路別受付状況では、市町村機関からが 539 件で最も多く、以下家族・親戚 529 件、警察 313 件と続く。

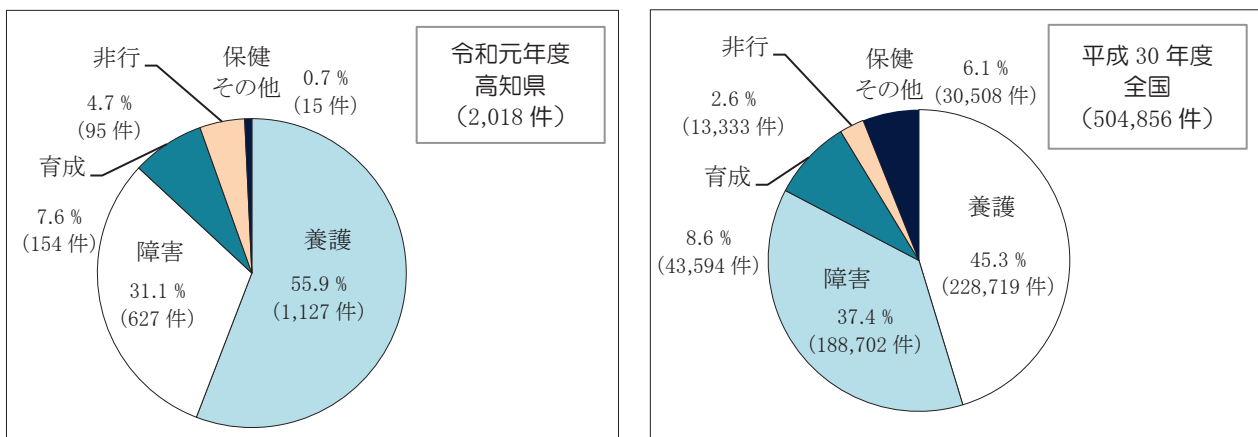
(1) 全体の状況

① 相談種類別受付状況

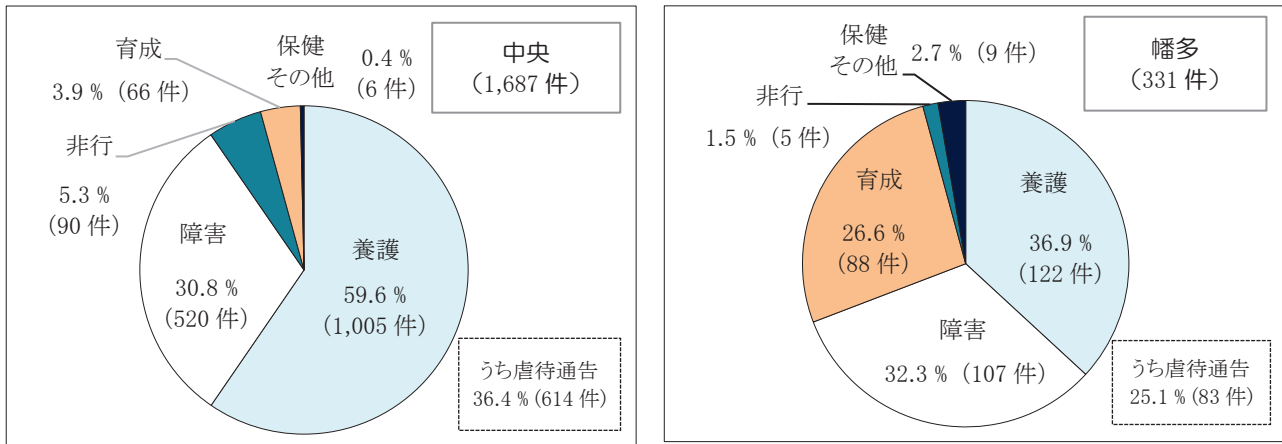


※H28年度から特別児童扶養手当に係る判定事務（依頼書の受付等については、障害相談として計上していない）。

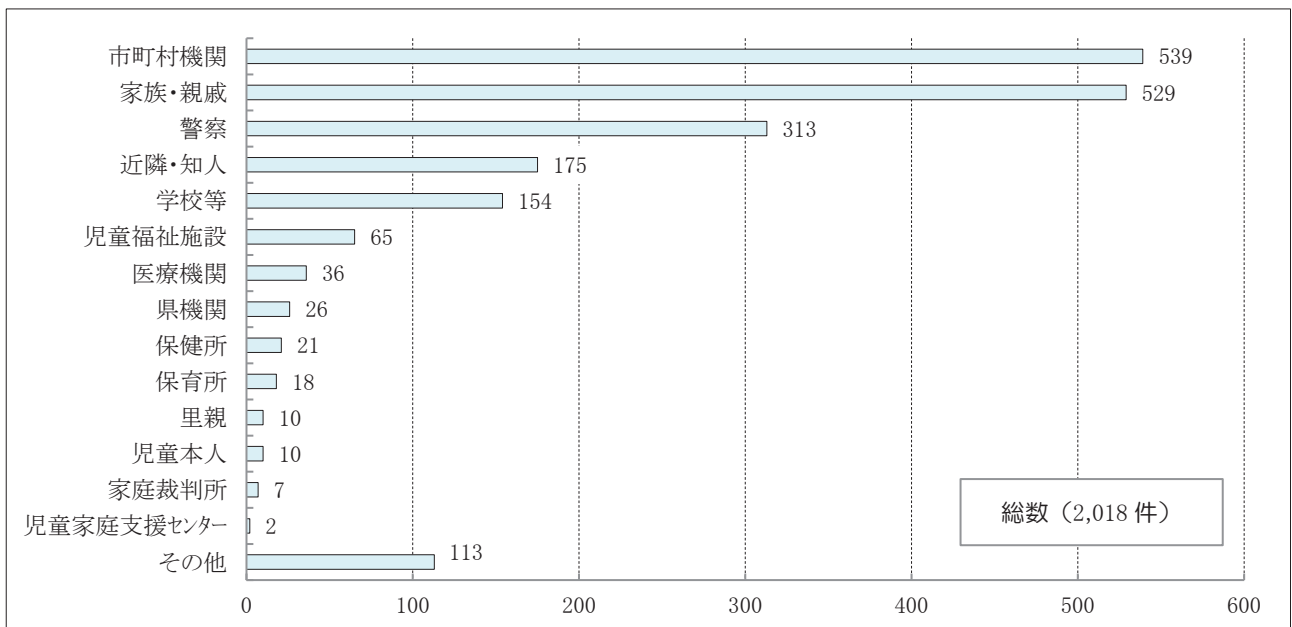
② 全国との比較



③ 児童相談所別、相談種類別受付状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は、県外児童相談所や一般県民、きょうだいケースなど。

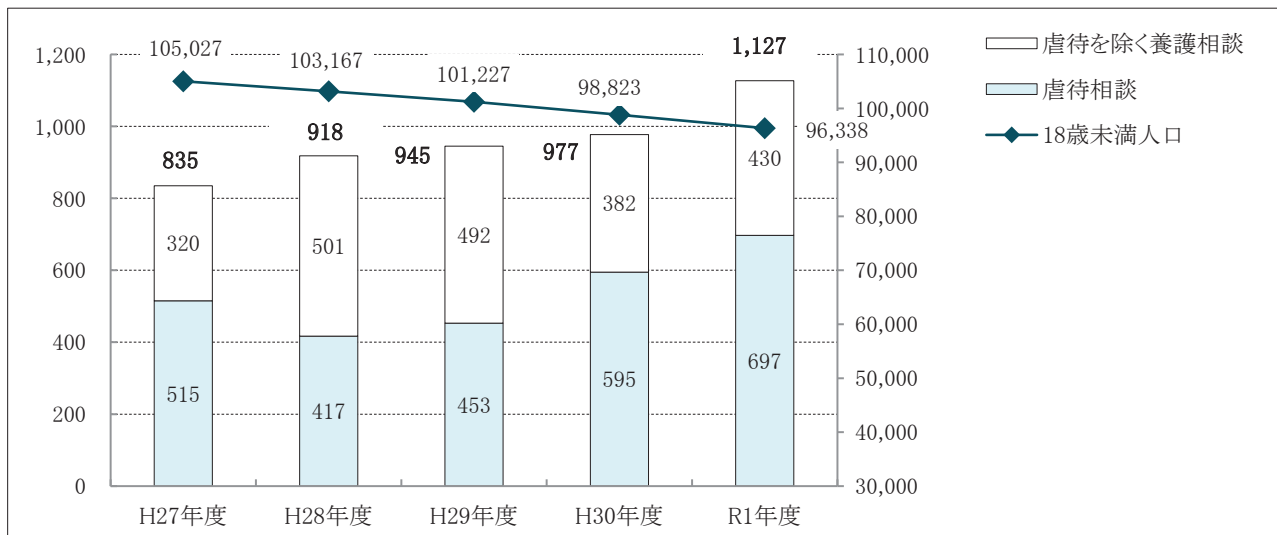
(2) 養護相談

児童福祉法の対象である 18 歳未満の子ども人口は年々減少しており、高知県では平成 27 年度に 105,027 人であったが、令和元年度には 96,338 人となり、4 年間で 8,689 人の減少となっている。

18 歳未満の子ども人口が減少する一方で、養護相談の受付件数は年々増加しており、平成 27 年度に 835 件であったものが、令和元年度には 1,127 件となり、4 年間で 292 件増加している。特に虐待相談件数の増加は著しいが、虐待を除く養護相談件数も対前年度比 48 件の増となっている。

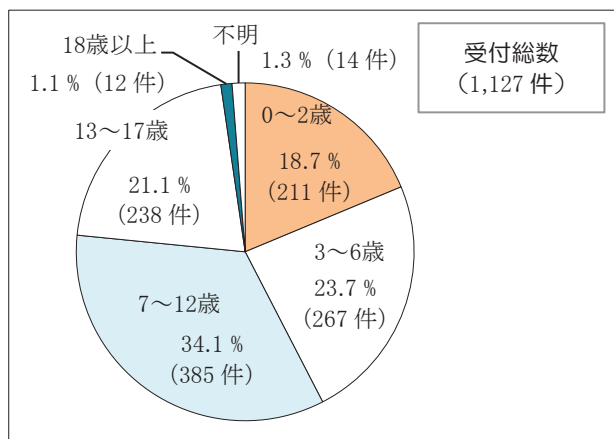
年齢別に見てみると、0 歳から就学前の子どもの割合は 42.4% を占めており、12 歳までの子どもを合わせると 76.5% となり、幼い子どもの割合が高い。

① 子ども人口と養護相談受付件数の推移（療育福祉センターを含む）

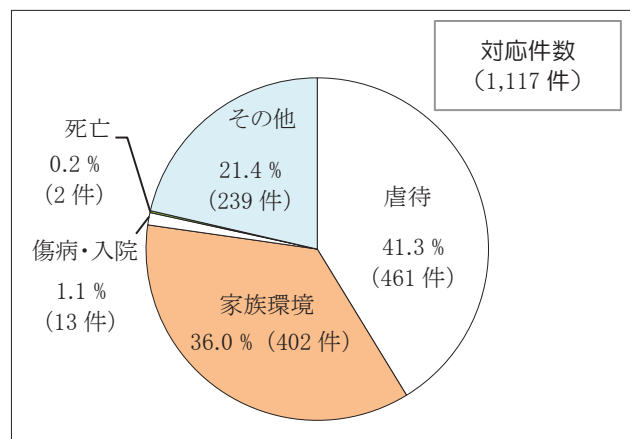


※18歳未満人口は、住民基本台帳ネットワークシステム各年度3月末人口。

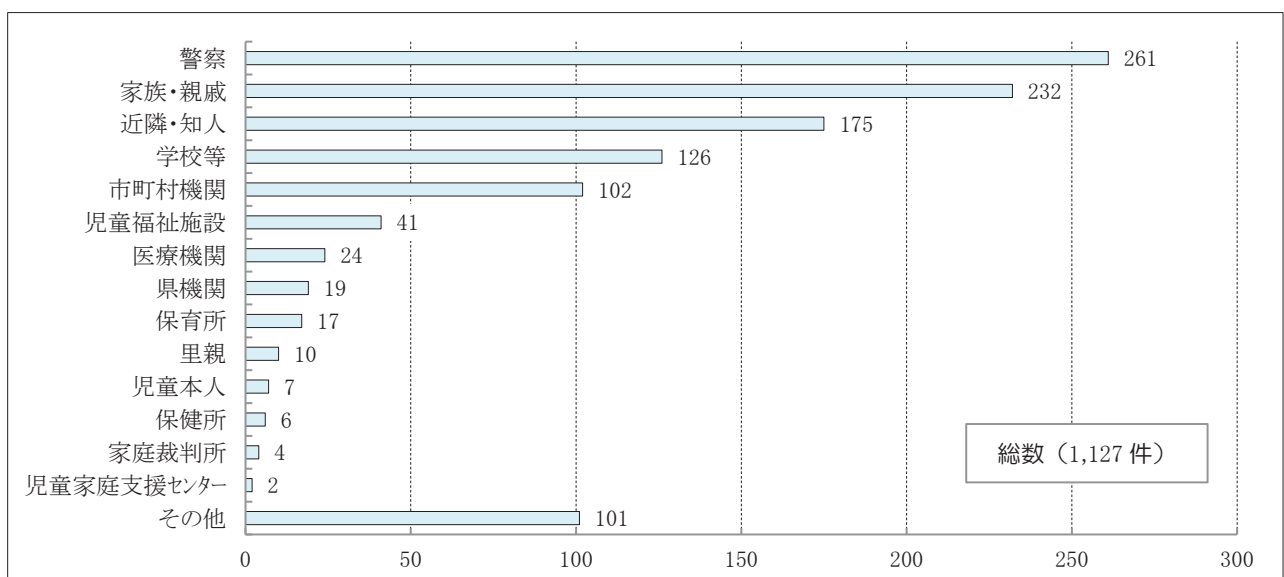
② 子どもの年齢別状況



③ 相談発生要因の状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は、県外児童相談所や一般県民、きょうだいケースなど。

(3) 児童虐待相談

全国の児童相談所での児童虐待に関する令和元年度の相談対応件数は、過去最多の 193,780 件で、前年度と比較して 33,942 件増加しており、年々増加傾向にある。

本県においても、令和元年度児童虐待相談を受理した件数は 697 件で、前年度と比較すると 102 件の増で、毎年増加傾向にある。

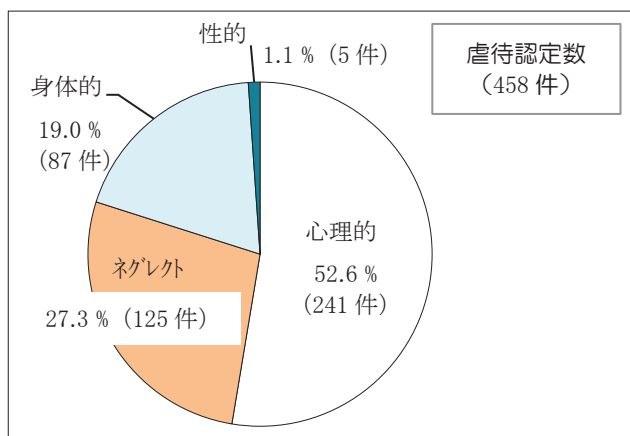
697 件のうち中央児童相談所で受理した件数は 614 件（対前年度比 70 件増）、幡多児童相談所では 83 件（対前年度比 32 件増）となっている。養護相談に占める割合も増加傾向にあり、中央児童相談所では養護相談 1,005 件のうち虐待通告が 614 件で 61.1%を占めており、幡多児童相談所では養護相談 122 件のうち虐待通告が 83 件で 68.0%を占めている。

また、相談を受理し調査・判定後児童虐待相談として認定対応した件数は、458 件（中央 406 件、幡多 52 件）、対前年度比 38 件増（109.0%）で、通告受理件数とともに過去最多となっている。

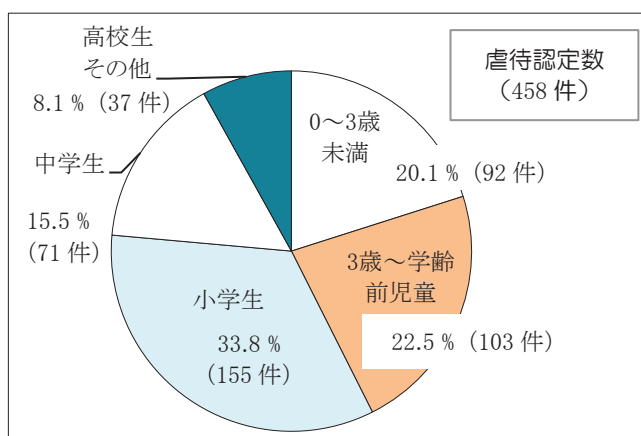
虐待種類別に割合を見ると、心理的虐待がもっと高く 52.6%、以下、ネグレクト 27.3%、身体的虐待 19.0%、性的虐待 1.1%となっている。

相談経路別状況では、警察からの通告が、244 件と最も多く、以下近隣・知人 186 件、市町村機関 66 件となっている。

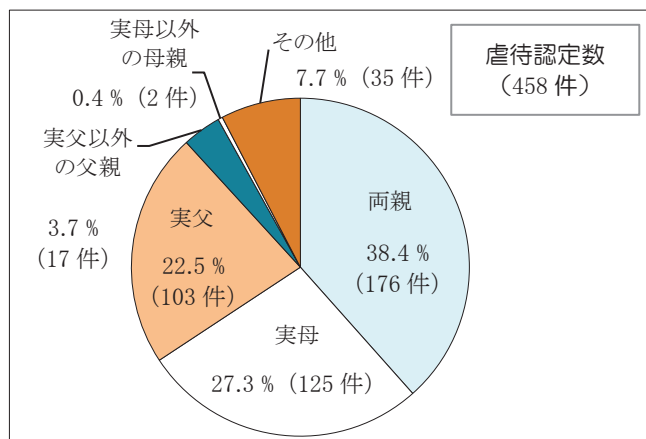
① 虐待の種類別構成比



② 被虐待児の年齢構成比



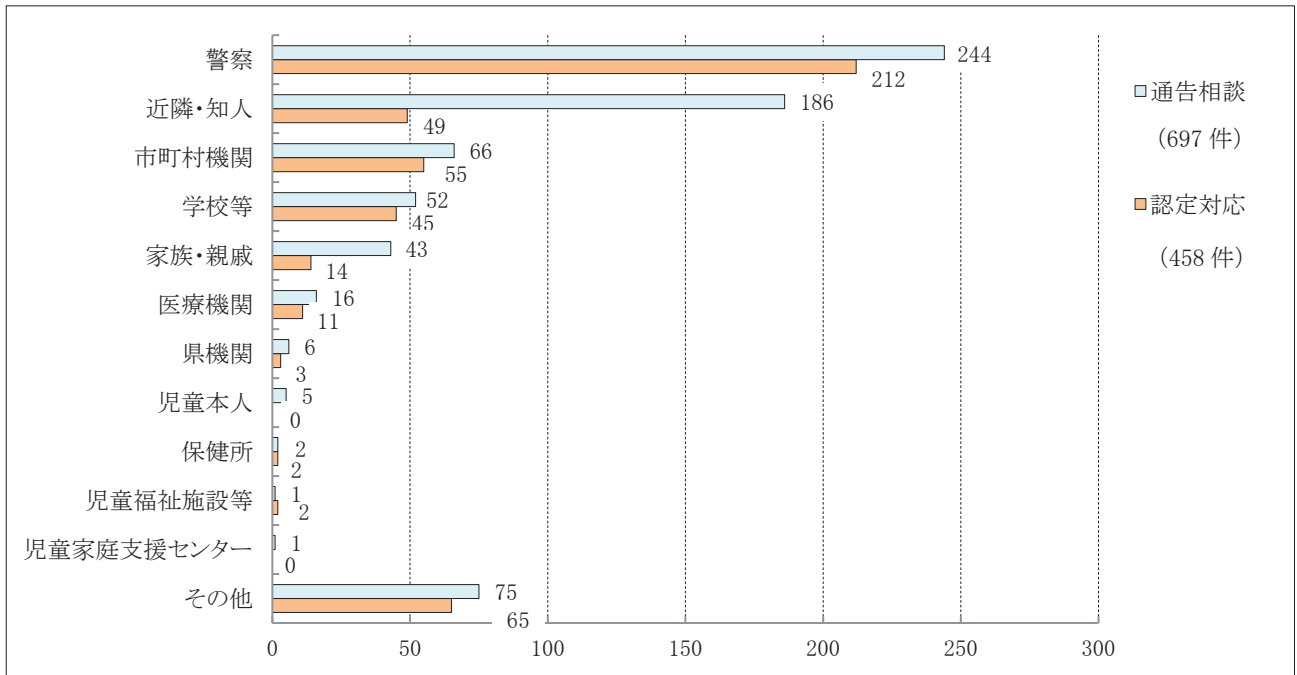
③ 主たる虐待者の構成比



※両親は、養継父母を含む。

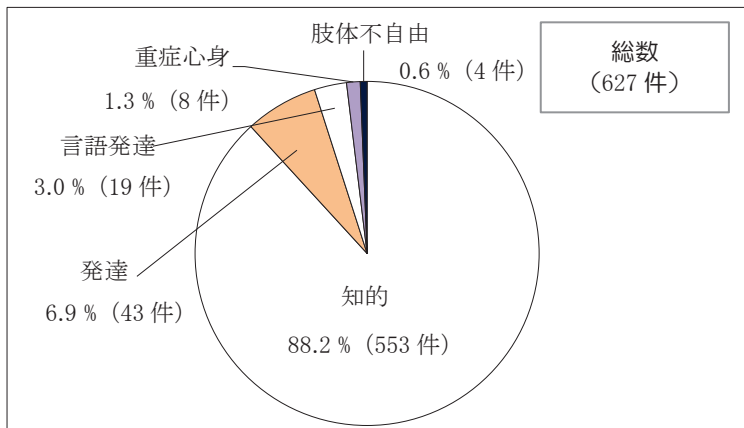
※その他は、実母と内縁男性（19 件）、内縁男性（7 件）、内縁女性、実父と祖父母、不明（各 2 件）、元養父、祖父母、祖母（各 1 件）。

④ 相談経路別状況



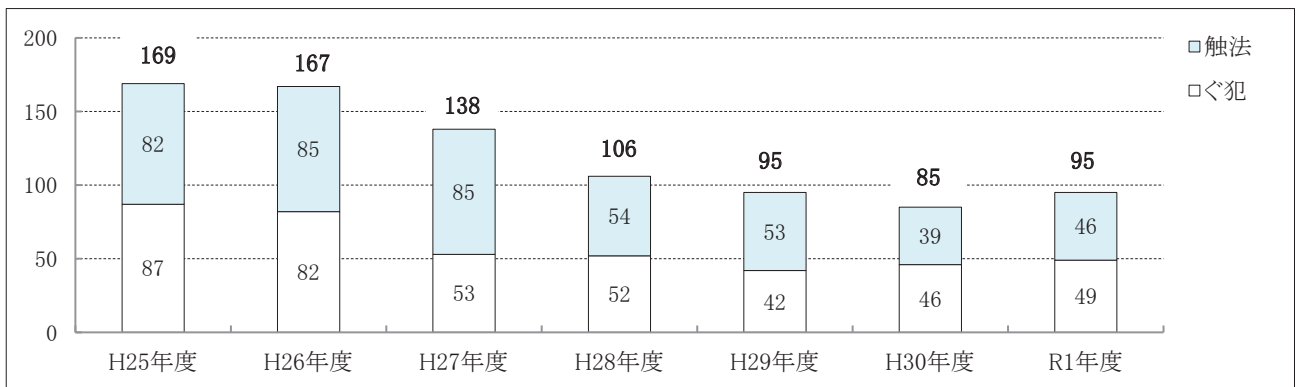
(4) 障害相談

① 相談種類別受付状況

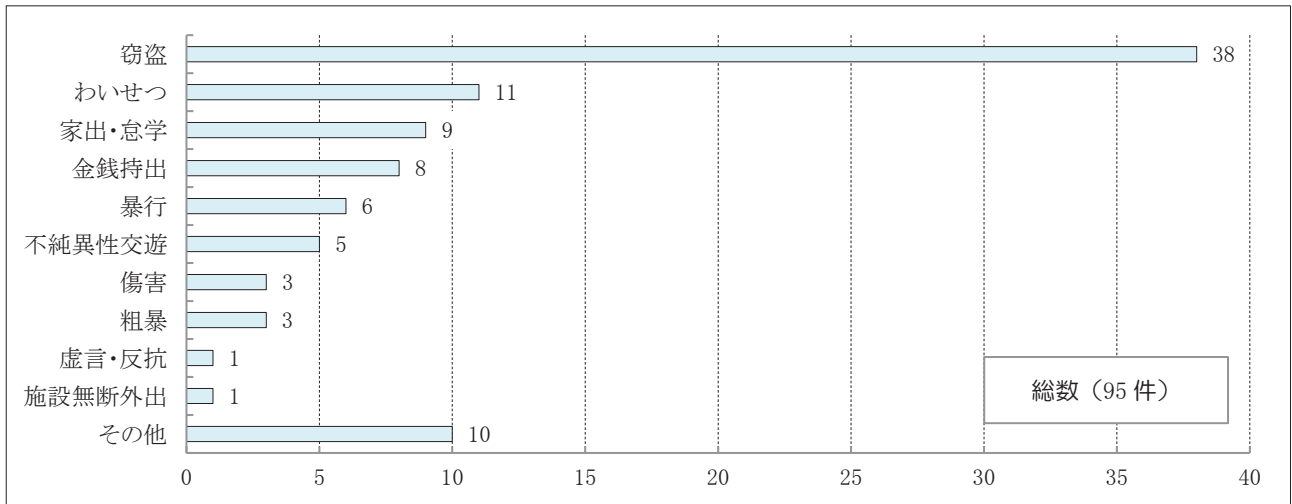


(5) 非行相談

① 相談件数の推移（ぐ犯行為等相談と触法行為等相談）

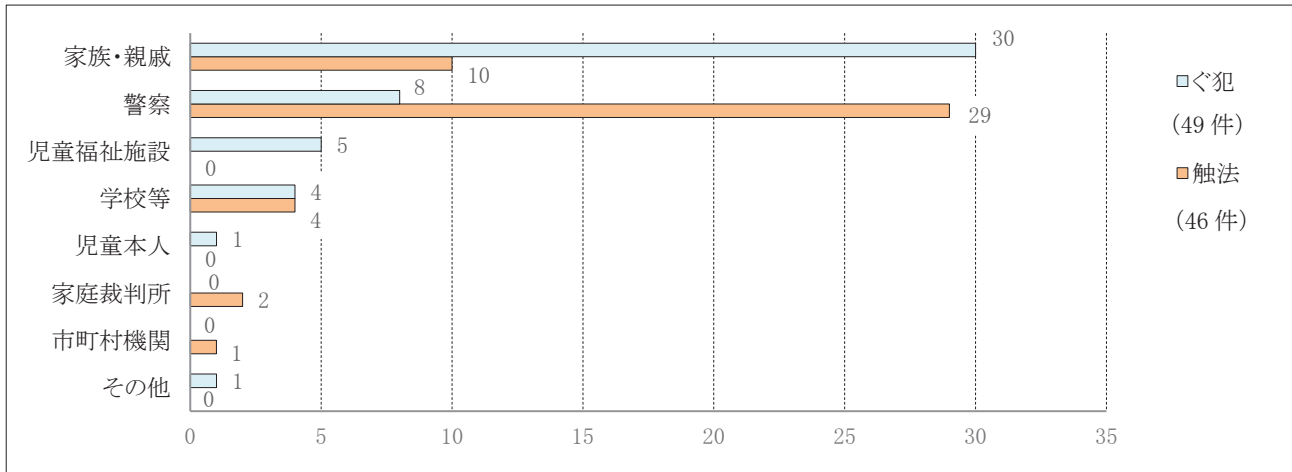


② 主訴（行為）別件数



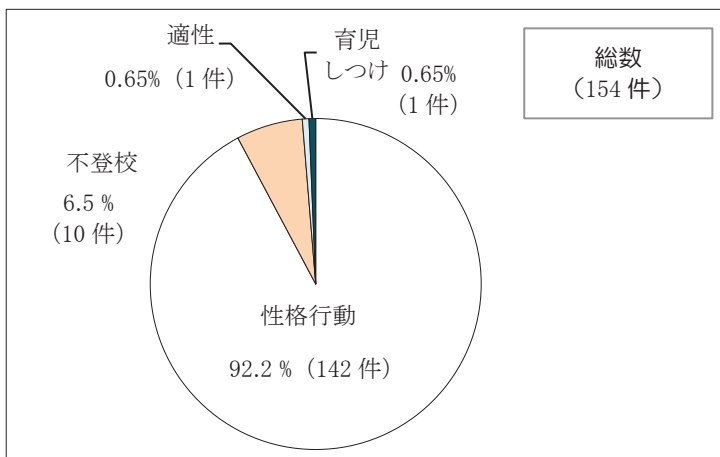
※その他は、器物損壊 7 件、建造物侵入・威力業務妨害・詐欺が各 1 件。

③ 相談経路別受付状況



(6) 育成相談

① 相談種類別受付状況



2 一時保護業務

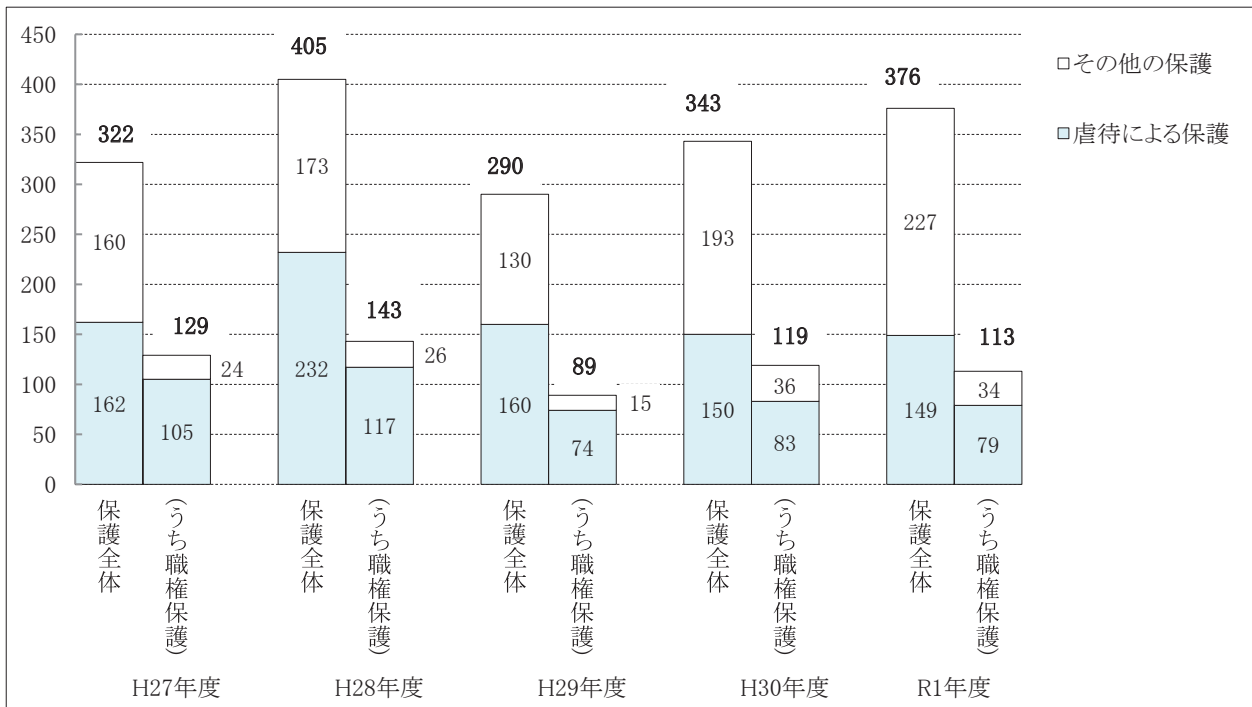
子どもの安全確保や適切かつ具体的な援助方針を決定するため、行動観察、生活指導等を目的に一時保護所での一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を行っている。

令和元年度は、一時保護所で171人の子どもを延べ211回、7,091日保護した。平均保護日数は前年度と同じく33.6日、一日平均在籍人員も前年度と同じく19.4人となった。

また、乳児院や児童養護施設、里親等に112人の子どもを延べ198回一時保護委託した。平均保護日数は、対前年度比で8.9日増の28.6日、一日平均在籍人員は7.3人増の15.5人となった。

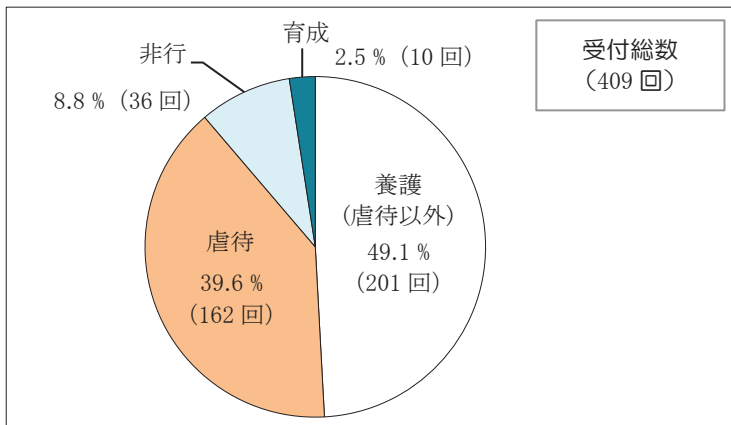
一時保護解除後は、家庭復帰が163件(48.1%)、施設入所が60件(17.7%)、里親委託が5件(1.5%)、他機関移送が3件(0.9%)、次年度への継続保護が37件(10.9%)となっている。その他は、一時保護所から一時保護委託になったものや在籍施設・里親に戻ったもの、自立援助ホームへの入所などがある。

① 虐待による一時保護と職権保護状況の推移



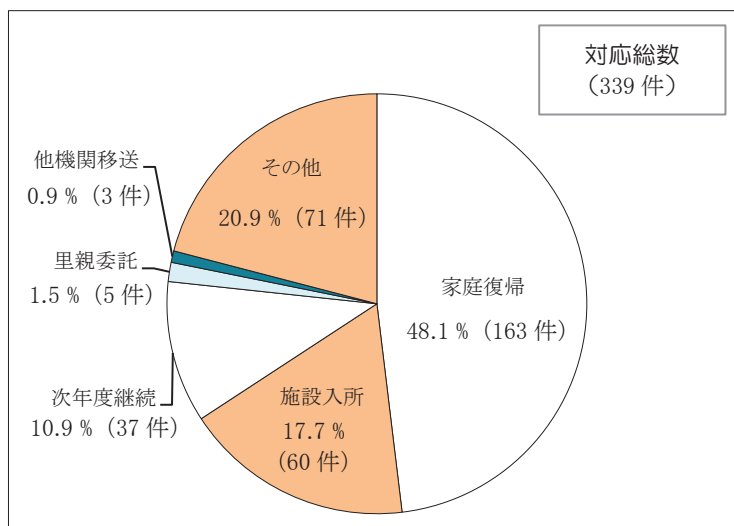
※年度内に一時保護を開始した件数

② 一時保護児童の相談種類別構成比



※前年度からの継続保護(33件)を含む。

③ 一時保護後の援助状況



※一時保護・一時保護委託を合わせた、退所後の最終処遇を計上(一時保護から一時保護委託や一時保護委託から一時保護の70件は含まない)。

※前年度継続保護分を含む。

3 援助の内容等対応状況

中央・幡多児童相談所で受け付けた相談ケース(前年度より繰越し分33件、本年度受付分2,018件)については、専門的な調査や診断、判定を行い、所内支援会議によって具体的な援助方針を決定した。

そのうち、面接指導を行ったものが対前年度比96件減の1,587件(78.6%、中央1,303件・幡多284件)、児童福祉司指導したものが対前年度比9件増の39件(1.9%、中央34件・幡多5件)、市町村に送致したものが対前年度比26件減の84件(4.2%、中央60件・幡多24件)、児童福祉施設等に措置したものが対前年度比14件増の80件(4.0%、中央72件・幡多8件)、里親委託したものが対前年度比3件増の19件(0.9%、中央19件・幡多0件)であった。

4 里親業務

里親制度は、児童福祉法に基づき保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当と認められる子どもの養育を里親に委託する制度である。

その趣旨は、「家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための暖かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るものであること」とされている。

(1) 里親の種類と登録状況 令和2年4月1日現在

◆養育里親：保護者のいない子どもや、虐待などの理由により保護者が養育することが不適当と認められる子どもを養育する里親。研修の受講が義務づけられている。

○登録57組、うち5組が養子縁組里親にも登録、3組がファミリーホーム開設

専門里親：養育里親の中でも、虐待等により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある子ども、障害のある子ども等、特に専門的な援助を必要とする子どもへの養育を行う里親。(養育里親の経験を有する等の条件と専門里親研修の受講が必要)

○登録3名

◆養子縁組里親：養子縁組を希望する里親。ただし、養子縁組の決定は家庭裁判所が行う。特別養子縁組を行う場合に考慮される一定の監護期間を、里親委託として養育することが適当とされている。研修の受講が義務づけられている。

○登録 14 組、うち 5 組が養育里親にも登録

◆親族里親：子どもを現に監護している両親等が死亡、行方不明又は拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより養育できなくなった子どもを、扶養義務者又はその配偶者である親族が里親として養育するもの。

○登録 24 組

また、里親制度と同じく家庭的養護を担う受皿として、次の事業がある。

◆ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

児童を養育者の家庭に迎え入れ、小規模なグループで養育を行うもの。

(1) 委託児童の定員：5 人又は 6 人

(2) 職員：2 人の養育者（夫婦）及び 1 人以上の補助者

（場合によっては、1 人の養育者及び 2 人以上の補助者とすることもできる）

(3) 養育者の要件：養育里親としての経験や児童福祉事業に従事したことがある者、その他都道府県知事が適当と認めた者。

○3 ヶ所開設

（2）高知県里親養育包括支援事業

里親委託を増やし家庭的養護を推進するため、里親養育包括支援機関である社会福祉法人みその児童福祉会へ事業を委託して里親支援を行った。

① 里親制度の普及啓発

ア 里親制度説明会・相談会の開催

里親制度についての正しい理解を深め広げるため、平成 26 年度から実施しているもので、令和元年度は、高知市、南国市、須崎市、四万十市、田野町の 5 ヶ所で開催し、里親制度の説明・DVD の視聴・個別相談などを行い、14 名が参加した。

イ 講演会の開催等

外部講師による講演会の開催や各種イベントへの参加、テレビやラジオへの出演を通して里親制度の普及啓発を行った。

② 里親希望者及び里親登録者に対する研修

養育里親及び養子縁組里親希望者には、養育里親（養子縁組里親）基礎研修と登録前研修をそれぞれ 2 回実施した。また、例年、登録（更新）後 5 年を経過した里親には更新研修を実施しているが、令和元年度は対象者がいなかったため、実施していない。

③ 里親委託後の里親及び里子への支援

里親等相談支援員が、里子がいる里親宅を訪問し、助言等支援を行った。

④ トレーニング事業

1歳から5歳の里子を養育する里親を対象にしたトレーニングやフォスタリングチェンジプログラムの実施、また、里親を対象としたセミナーを開催した。

(3) 児童相談所としての里親支援体制

① 里親の申請・認定に関する業務

里親制度に関する相談・申請に対応する。里親希望者から里親認定登録申請書を受領後、担当職員が家庭訪問等を行い里親としての適性や家庭環境等を調査する。また、養育里親及び養子縁組里親希望の場合は、養育里親（養子縁組里親）基礎研修と登録前研修を行い、研修終了後は、県児童福祉審議会で意見を聴いたうえで、県知事が里親認定・登録を行う。

令和元年度は、新たに養育里親7組、養子縁組里親4組、親族里親7組が登録。

② 里親委託措置等に関する業務

子どもの様子や養育状態を考慮し、里親委託が適切と判断された子どもを委託措置している。委託にあたっては、子どもと里親の選定（マッチング）を行う。

令和元年度中に新たに里親委託となった子どもは、養育里親で3名、養子縁組里親で1名、親族里親で12名、ファミリーホームで4名となっている。

令和2年4月1日現在、49組の里親に63名の子ども（対前年度比4組増、4名増）を、3ヶ所のファミリーホームに10名の子ども（前年同数）をそれぞれ委託しており、合計73名（対前年度比4名増）の子どもが家庭的養護を受けている。

③ 高知県里親連合会事務局業務

里親制度の普及・啓発をはじめ、里親相互の交流・連携を図り、養育技術の向上や運営活性化のための支援を行った。

④ フレンドシップファミリー事業（高知県里親連合会事業）

フレンドシップファミリーとは、児童養護施設等に入所中の子どもで、家族との交流や家庭に帰省する機会が少ない子どもを、週末や長期の休みに自宅に預かり、家庭での生活を体験させるボランティア里親のことである。

令和元年度は、10組の里親が12名の子どもを延べ40回自宅に預かった。

5 市町村への支援業務

虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るためには、地域の関係者が連携して取り組むことが重要であるため、全ての市町村の児童家庭相談担当部署及び要保護児童対策地域協議会の運営に関して支援を行った。

① 市町村職員の知識、技術習得のための支援

市町村の児童家庭相談担当職員の経験年数や職階に応じ、必要な実務に関する知識及び技術を習得することを目的とした専門的な研修を実施した。

研修会名	「令和元年度市町村児童家庭相談担当職員基礎研修」
実施日・参加者数	(第1回) R1.5.13 : 66名 / (第2回) R1.5.29 : 57名 / (第3回) R1.6.11 : 58名
対象者	児童家庭相談担当部署職員、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)、児童家庭支援センター職員のうち実務経験が1年未満の者及び希望者
研修会名	「令和元年度市町村児童家庭相談担当職員中堅研修」
実施日・参加者数	(第1回) R1.8.6 : 41名 / (第2回) R1.11.12 : 43名 / (第3回) R1.12.10 : 29名
対象者	児童家庭相談担当部署職員、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)、児童家庭支援センター職員のうち実務経験が1年以上の者及び希望者 要保護児童対策調整機関の調整担当者
研修会名	「令和元年度市町村児童家庭相談担当職員管理職研修」
実施日・参加者数	(第1回) R1.7.9 : 50名 / (第2回) R1.10.21 : 41名
対象者	児童家庭相談担当部署の長、子育て世代包括支援センターの長(母子保健担当部署の長を含む)、要保護児童対策調整機関の調整担当者
研修会名	「令和元年度市町村児童家庭相談担当職員フォローアップ研修」
実施日・参加者数	R2.1.21 : 18名
対象者	上記(基礎・中堅・管理職)研修受講者
研修会名	「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」
実施日・参加者数	R1.6.11~R1.12.10(全6回) : 18名
対象者	要保護児童対策調整機関の調整担当者 他
研修会名	「平成31年度/令和元年度市町村要保護児童対策調整機関課長・係長会」
実施日・参加者数	(臨時) H31.4.19 : 61名 ※東西ブロックに分け開催 (第1回) R1.6.27、R1.6.28 : 台風のため中止 (第2回) R1.11.7、R1.11.8 : 53名
対象者	要保護児童対策調整機関の課長・係長 他
研修会名	「令和元年度市町村要保護児童対策調整機関調整担当者意見交換会」
実施日・参加者数	R1.8.27 : 16名
対象者	要保護児童対策調整機関の調整担当者
研修会名	「定例支援会議見学研修」
実施日・参加者数	(香南市) R1.9.5 : 24名 / (いの町) R1.10.10 : 37名 / (宿毛市) R1.11.21 : 22名
対象者	見学を希望する児童家庭相談担当職員
研修会名	「新任係長研修会」
実施日・参加者数	R2.1.30 : 5名
対象者	中央児童相談所管内の市部の児童家庭相談担当部署新任係長(班長)
研修会名	「令和元年度市町村職員児童相談所実務研修」
実施日・参加者数	R1.9.4~R1.11.12 : 4名
対象者	高知市 : 3名 / いの町 : 1名

② 市町村管理ケース対応力強化への支援

各市町村へ出向き、市町村要保護児童対策地域協議会管理ケースの援助方針や調査・認定についての指導・助言を実施した。

※中央 13市町村で23回、延べ426ケースに対して実施
 幡多 3市町村で3回、延べ18ケースに対して実施

③ 市町村のケース管理の仕組みの構築及び児童相談所との連携強化への支援

ア 市町村への個別訪問を主として、全市町村に部署内の定例支援会議を定着させ、組織対応の強化を図るとともに、具体的な支援プランの策定及び関係機関との共有の促進並びに会議機能の強化への指導・助言を行った。

※延べ 53 回実施

イ 要保護児童対策調整機関の管理職対象の会議を開催し、国からの通知等の周知と必要な対応や市町村における組織的対応の仕組みの構築、リスクランクによる児童相談所との役割分担を確認した。

※延べ 114 名参加

④ 地域における子どもを虐待から守るネットワーク構築の取組への支援

課長・係長会で、民生児童委員等に協力を要請するために必要な個別ケースでの具体的なポイントを説明した。

⑤ 市町村要保護児童対策地域協議会への支援

虐待や非行など児童問題の早期発見、早期解決を図るためには、地域の関係機関が連携して取り組むことが重要であることから、市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の運営支援を実施。

要保護児童対策調整機関が実務者会議等で積極的な発言ができるように、また、支援内容を構成員で共有でき会議が活性化するように、実務者会議の様式等を変更し提示を行った。

6 療育手帳判定及び情報提供等交付

知的障害児が各種の福祉サービスを受けやすくするための療育手帳判定や情報提供に関する依頼に対応した。

	療育手帳判定		情報提供等	計
	新規	確認		
中央児相	130 件	180 件	152 件	462 件
幡多児相	17 件	24 件	126 件	167 件

7 言語発達相談

言語聴覚士を招へいし、言語障害児等への言語療育相談を実施した。

	実施回数	相談件数
中央児相	34 回	156 件
幡多児相	6 回	37 件

8 知的障害者更生相談所業務

中央児童相談所職員 12 名、幡多児童相談所職員 7 名が療育福祉センター職員を兼務して、知的障害者福祉法第 12 条に基づく知的障害者更生相談所業務を行っており、知的障害者の療育手帳判定やその他の相談に対応した。

	療育手帳	(ア) 各種相談等	(イ) 関係機関 からの情報 提供依頼	本人・家族 からの情報 提供依頼	計 (延べ件 数)
中央児相	178 件	2 件	69 件	129 件	378 件
幡多児相	26 件	0 件	3 件	17 件	46 件

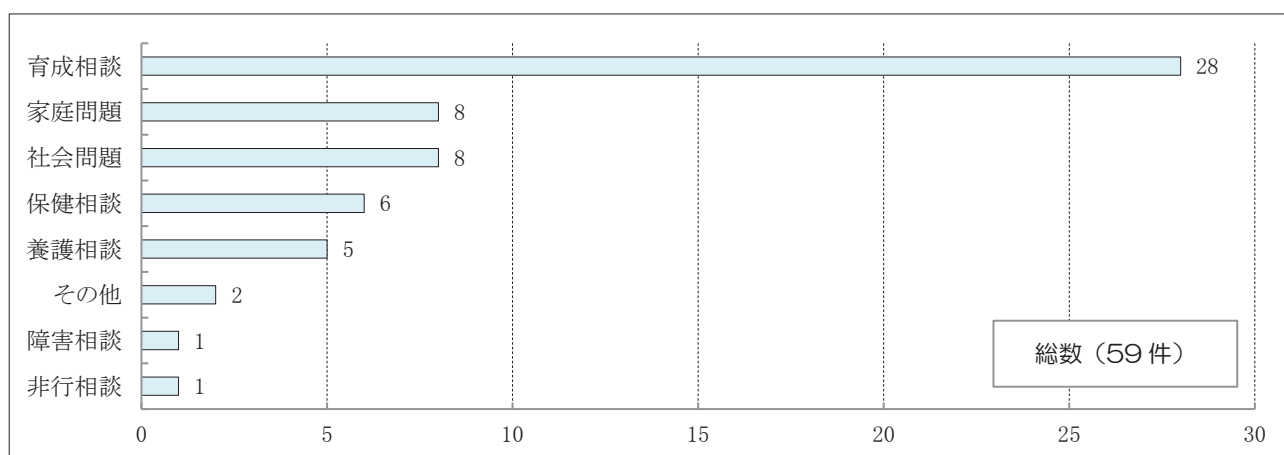
(ア)各種相談：知能検査依頼、他県への転居による情報提供依頼、療育手帳の新規申請不受理、重心訪問、入所施設や家族からの生活等についての相談等。

(イ)関係機関からの情報提供依頼：警察からの捜査関係事項照会依頼、職業安定所からの IQ 値照会依頼等。

9 家庭支援相談等業務

① 電話相談事業

平成 18 年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託し、年末年始を除く午前 9 時から午後 6 時まで、県民からの様々な相談に対応した。



② 休日・夜間における電話対応

平成 27 年度から、休日・夜間の電話に対応するため、電話対応専門の非常勤職員を配置し、相談体制の充実を図っている。

令和元年度、休日夜間に電話対応したもののうち、「虐待通告（相談）」が対前年度比 44 件増の 103 件（中央 100 件・幡多 3 件）、「子育て SOS 相談」が対前年度比 7 件減の 34 件（中央 32 件・幡多 2 件）あった。

10 各種事業

《 中央児童相談所 》

(1) 児童福祉施設等との連携

① 措置児童のサポートケア

児童福祉施設及び里親に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭、ファミリーホームを訪問し子どもや職員と面談した。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
児童養護施設	5月～6月	各3回	269名
	9月～10月		230名
	1月～2月		258名
乳児院	4月～3月	各1回～3回	28名
里親・ファミリーホーム			78名

② 児童養護施設職員等との研修会等

ア ト라우マインフォームドケア学習会

児童養護施設等の職員を対象に、施設内で見られやすい子どもの問題行動等について、トラウマの視点に立って理解をし、どのようなケアが必要か、その支援についての学習会を開催した。

○実施回数：7回

○講師：山本恒雄氏（愛育研究所客員研究員）、野坂祐子氏（大阪大学大学院准教授）、
児童相談所児童心理司

○参加者数：延べ238名

イ 児童養護施設入所児童に対する性教育

ア) 児童養護施設入所中の児童や職員を対象に、自分の身体を知り、大切にすることを目的として性教育を実施した。

○実施回数：10回

○参加者数：子ども延べ40名、施設職員延べ25名

イ) 児童養護施設入所中の幼児等を対象に、他者との関係の取り方に意識を向け、「皆で気持ちよく生活できる」ことを目標にグループ面接を実施した。

○実施回数：6回（1施設） ○参加者数：子ども延べ36名

ウ) 高知県被害者支援センターの相談員（助産師）とともに、管内児童養護施設に出向き、日々の生活に関わる職員が正しい性に関する知識を得て、入所児童に話をすることができるようになることを目的とした学習会を実施した。

○参加者数：施設職員20名

ウ 乳児院・児童養護施設等看護職連絡会の開催

乳児院・児童養護施設等に配置されている看護職を対象に、日々の業務や取組等の情報共有のための連絡会を開催し、課題や対応策について協議した。また、発熱や嘔吐等の施設内で子どもによく起きる症状について、症状別の対応マニュアルを作成した。

○実施回数：5回 ○参加者数：延べ35名

(2) 職員の専門能力の向上

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、養護相談及び児童虐待相談件数は増加傾向が続いている。児童家庭問題は社会問題であり、その対応については職員の資質向上や専門性が強く求められている。

児童相談所職員の専門性向上のため、所内研修を実施したほか、県外児童相談所長 OB 等を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

(3) 児童相談所の法的対応力の強化

弁護士との関与により法的見地から専門的な助言を受けるとともに、児童福祉法第 28 条や一時保護延長、親権停止等の審判申立てに関する法律手続き業務を依頼した。

○ケース対応の法律相談：定期来所相談及び必要な場合は随時相談を実施

○第 28 条の審判申立件数：8 件 ○親権停止の審判申立件数：1 件

○一時保護延長の申立件数：8 件

(4) 関係機関連携

関係機関との連携を強化するため、各機関との協議会を実施した。

会 議 名	実施年月日	参加者数	対象者等
令和元年度児童相談所・警察・検察庁 連絡協議会	R1.10.18	70 名	児相職員、警察署員、 検察庁職員 他

(5) 講演及び教育活動

① 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受け、虐待対応や子育て支援について講演を実施した。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
保育所関係	保育士・保護者・その他	2 回	300 名
学校関係	教師・保護者・その他	9 回	543 名
一般・その他 関係機関	一般関係者	21 回	608 名
合 計		32 回	1,451 名

② 実習生の受入れ

社会福祉士の資格取得を目指す学生を実習生として受入れ、相談援助実習を実施した。

依 頼 元	実習生数	実施期間
高知県立大学社会福祉学部	2 名	8 日間
	3 名	24 日間
美作大学生生活科学部 社会福祉学科	1 名	24 日間
合 計	6 名	56 日間

③ 見学研修の受入れ

関係機関や団体、学校等からの依頼を受け、施設見学及び講義を行った。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
学校関係、民生委員、 補導職員等	教師・学生・その他	17回	302名

《 幡多児童相談所 》

(1) 児童福祉施設等措置児童のサポートケア

児童福祉施設及び里親に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭を訪問し子どもや職員と面談した。

	実施期間	実施先	対象児童数
第1回	6・7月	施設	14名
		里親	5名
第2回	10・11月	施設	32名
	1・2月	里親	5名
第3回	1月～3月	施設	31名

(2) 職員の専門能力の向上

児童相談所職員の専門性向上を図るため大学教授等を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

(3) 関係機関職員を対象とした研修会の開催

市町村の児童家庭相談担当部署職員及び関係機関職員を対象に研修会を実施し、その資質向上を図った。

研 修 会 名	「令和元年度幡多地区児童相談関係職員研修会」
実施日・参加者数	R1.12.12：57名
対 象 者	児童相談に関する機関の職員

(4) 関係機関連携

関係機関との相互理解と連携を図るため、児童養護施設や検察・警察との研修会や協議会を実施した。

○検察と警察との協議会 実施日：R1.10.18（中央児相と合同）

(5) 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受けて、児童虐待や子育て等についての講演を行った。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
学校・要保護児童対策地域協議会・その他関係機関	教職員・要保護児童対策地域協議会構成員 等	10回	332名

(6) 巡回相談

管内における児童の健全育成と福祉増進の支援のため、児童心理司が要請のあった市町村に出向き、相談支援や心理検査等を実施した。

実施箇所	実施回数	相談件数
4カ所	12回	30件



統計資料



参 考	児童相談所管内面積及び人口	28
	高知県の生活保護受給状況について	29
第 1 表	相談種類別受付状況	30
第 2 表	年齢別・相談種類別受付状況	32
第 3 表	経路別受付状況	33
第 4 表	市町村別相談対応状況	34
第 5 表	相談種類別経路	35
第 6 表	養護相談発生要因別状況	36
第 7 表	児童虐待相談対応状況	37
第 8 表	く犯・触法行為等相談の主訴別状況	39
第 9 表	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	40
第 10 表	一時保護の状況	41
第 11 表	一時保護の相談種類別・学年別状況	43
第 12 表	相談種類別対応状況	45
第 13 表	要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	46
第 14 表	里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況	47
第 15 表	電話相談の状況	49
第 16 表	夜間・休日電話対応状況	50

◆ 児童相談所管内面積及び人口

児相	福祉保健所	市町村名	面積 (単位: km ²)	人口 (単位: 人)	18歳未満人口
中央児童相談所	安芸	高知市	309.00	326,258	48,752
		室戸市	248.22	12,873	1,067
		安芸市	317.21	16,995	1,937
		東洋町	74.02	2,347	164
		奈半利町	28.37	3,119	337
		田野町	6.53	2,611	291
		安田町	52.36	2,639	263
		北川村	196.73	1,256	136
		馬路村	165.48	849	97
		芸西村	39.60	3,710	498
	小計	1,128.52	46,399	4,790	
	中央東	香南市	126.46	33,232	5,036
		香美市	537.86	25,956	3,240
		南国市	125.30	46,966	7,285
		本山町	134.22	3,449	363
		大豊町	315.06	3,515	210
		土佐町	212.13	3,812	445
		大川村	95.27	379	47
	小計	1,546.30	117,309	16,626	
	中央西	土佐市	91.50	26,818	3,635
		いの町	470.97	22,419	2,641
		仁淀川町	333.00	5,191	425
		佐川町	100.80	12,634	1,715
		越知町	111.95	5,471	561
		日高村	44.85	5,004	578
		小計	1,153.07	77,537	9,555
	須崎	須崎市	135.34	21,142	2,705
中土佐町		193.21	6,634	680	
津野町		197.85	5,683	703	
梶原町		236.45	3,422	425	
小計		762.85	36,881	4,513	
8市14町5村 合計			4,899.74	604,384	84,236
幡多児童相談所	須崎	四万十町	642.28	16,652	1,911
	幡多	四万十市	632.29	33,413	4,655
		宿毛市	286.20	20,075	2,598
		土佐清水市	266.34	13,199	1,180
		黒潮町	188.46	11,007	1,175
		大月町	102.94	4,880	450
		三原村	85.37	1,488	133
	小計	1,561.60	84,062	10,191	
3市3町1村 合計			2,203.88	100,714	12,102
高知県計			7,103.64	705,098	96,338

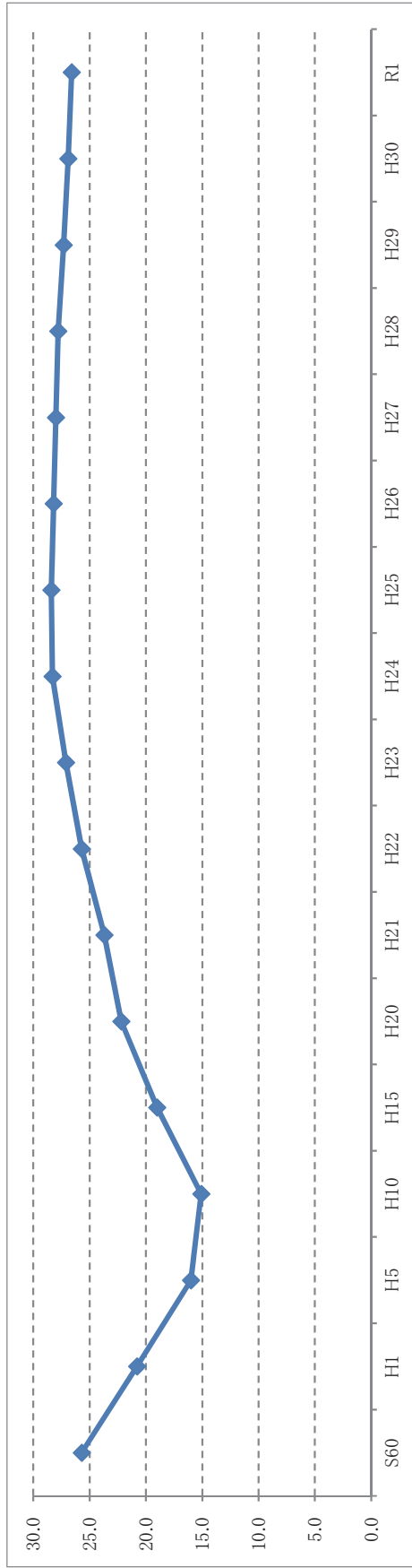
※人口は住民基本台帳ネットワークシステム（R2.3.31現在）、面積は国土地理院（R1.10.1現在）による。

◆ 高知県の生活保護受給状況について

高知県の生活保護受給者数は、令和元年度平均で18,647人となっており、前年度平均と比較して413人減少している。また、受給世帯数は14,814世帯で、昨年度と比較すると183世帯減少している。受給者数、受給世帯数ともに平成24年度をピークに緩やかに減少している。

全国では、平成30年度で生活保護受給者数は年度平均で209万6,838人で、受給世帯数は163万7,422世帯となっている。
(令和元年度未集計)

○ 高知県の生活保護受給率の推移 (単位：千分率)



年度	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受給者数	25.7	20.8	16.0	15.1	15.3	15.7	16.6	17.7	19.0	19.9	20.4	20.4	21.0	21.4	21.4	22.2	22.2
受給世帯数	23.7	25.7	27.1	28.3	28.4	28.2	28.0	27.8	27.3	26.9	26.6	26.9	27.0	21.0	21.4	22.2	22.2

※生活保護受給率 = 生活保護受給者数 (速報値) ÷ 推計人口 (各年度 4.1現在)

第1表 相談種類別受付状況（中央児童相談所受付分）

（平成24年度～令和元年度）

相談種類別		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
中央児童相談所	養護相談	501	540	622	749	843	863	878	1,005	
	うち虐待通告件数	272	262	347	465	398	404	544	614	
	保健相談									
	障害相談	肢体不自由								4
		視聴覚障害								
		言語発達障害等								3
		重症心身障害								6
		知的障害							1	487
		発達障害（自閉症等）								20
	小計	0	0	0	0	0	0	1	520	
	非行相談	ぐ犯行為等	82	76	72	46	48	39	40	45
		触法行為等	106	77	80	81	53	52	37	45
		小計	188	153	152	127	101	91	77	90
	育成相談	性格行動	66	70	59	74	45	46	58	58
		不登校	9	8	10	4	6	11	2	6
		適性					1			1
		育児・しつけ			1	2		3		1
		小計	75	78	70	80	52	60	60	66
	その他	5		2	1	1				6
計	769	771	846	957	997	1,014	1,016	1,687		
療育福祉センター （中央児童相談所障害児部門）	養護相談	4	1			4	6	1		
	うち虐待通告件数									
	保健相談									
	障害相談	肢体不自由	1		2	2	1	2	2	
		視聴覚障害								
		言語発達障害等	128	94	211	137	74	36	37	
		重症心身障害	3	11	36	30	26	32	28	
		知的障害	783	862	894	1,020	489	503	485	
		発達障害（自閉症等）	264	315	328	369	19	15	10	
	小計	1,179	1,282	1,471	1,558	609	588	562		
	非行相談	ぐ犯行為等					1	1	1	
		触法行為等								
		小計	0	0	0	0	1	1	1	
	育成相談	性格行動	135	127	67	56	40	60	75	
		不登校						3	2	
		適性	17	26	9	1	3		7	
		育児・しつけ	3	2	3	2	3		3	
		小計	155	155	79	59	46	63	87	
	その他									
計	1,338	1,438	1,550	1,617	660	658	651			

※ H31.4.1障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。

第1表 相談種類別受付状況（幡多児童相談所受付分／合計）

（平成24年度～令和元年度）

相談種類別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
幡多児童相談所	養護相談	61	63	73	86	71	76	98	122	
	うち虐待通告件数	27	26	36	50	19	49	51	83	
	保健相談	1	9	6	8		3	1		
	障害相談	肢体不自由						2		
		視聴覚障害	1	2						
		言語発達障害等	50	41	28	40	19	13	14	16
		重症心身障害	1	4	2	1	2	1	2	2
		知的障害	145	163	188	164	75	66	71	66
		発達障害（自閉症等）	75	71	82	76	27	26	43	23
		小計	272	281	300	281	123	108	130	107
	非行相談	ぐ犯行為等	11	11	10	7	3	2	5	4
		触法行為等	4	5	5	4	1	1	2	1
		小計	15	16	15	11	4	3	7	5
	育成相談	性格行動	55	53	40	55	71	59	73	84
		不登校	4	8	6	11	2	11	7	4
		適性	5	5	3	1	1			
		育児・しつけ	1							
		小計	65	66	49	67	74	70	80	88
	その他	3	3	6		2	11	8	9	
計	417	438	449	453	274	271	324	331		
計	養護相談	566	604	695	835	918	945	977	1,127	
	うち虐待通告件数	299	288	383	515	417	453	595	697	
	保健相談	1	9	6	8	0	3	1	0	
	障害相談	肢体不自由	1	0	2	2	1	4	2	4
		視聴覚障害	1	2	0	0	0	0	0	0
		言語発達障害等	178	135	239	177	93	49	51	19
		重症心身障害	4	15	38	31	28	33	30	8
		知的障害	928	1,025	1,082	1,184	564	569	557	553
		発達障害（自閉症等）	339	386	410	445	46	41	53	43
		小計	1,451	1,563	1,771	1,839	732	696	693	627
	非行相談	ぐ犯行為等	93	87	82	53	52	42	46	49
		触法行為等	110	82	85	85	54	53	39	46
		小計	203	169	167	138	106	95	85	95
	育成相談	性格行動	256	250	166	185	156	165	206	142
		不登校	13	16	16	15	8	25	11	10
		適性	22	31	12	2	5	0	7	1
		育児・しつけ	4	2	4	4	3	3	3	1
		小計	295	299	198	206	172	193	227	154
	その他	8	3	8	1	3	11	8	15	
計	2,524	2,647	2,845	3,027	1,931	1,943	1,991	2,018		

※ H26年度より自閉症等相談が発達障害相談へ変更される。

第2表 年齢別・相談種類別受付状況

(令和元年度 福祉行政報告例)

年齢別	養護相談		保 健 相 談		障 害 相 談				非 行 相 談				育 成 相 談				そ の 他 の 相 談		計																
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	中 央	幡 多	中 央	幡 多																	
																				中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多		
0歳	36	4	47	2															85	7	92														
1歳	25	1	25	5																		52	7	59											
2歳	24	2	37	3																					66	11	77								
3歳	26	1	47	8																								87	37	124					
4歳	35	2	27	3																										80	22	102			
5歳	25	2	38	2																											105	22	127		
6歳	19	3	26	3																											84	16	100		
7歳	19	6	34	2																											85	22	107		
8歳	27	6	24	9																											70	21	91		
9歳	32	3	25	7																											87	21	108		
10歳	24	4	36	2																												124	22	146	
11歳	21	3	32	2																												101	19	120	
12歳	19	2	37	9																												100	19	119	
13歳	28	2	32	6																												108	22	130	
14歳	19	2	24	1																												110	10	120	
15歳	17	3	24	3																													92	13	105
16歳	10	3	19	2																												120	15	135	
17歳	10	3	29	1																													100	24	124
18歳以上			12																														17	1	18
不明			14																														14	0	14
計	416	52	589	70	0	0	4	0	0	3	16	6	2	487	66	20	23	45	4	45	1	58	84	6	4	1	0	1	0	6	9	1,687	331	2,018	

第3表 経路別受付状況

(平成25年度～令和元年度)

所 別	年 度 別	県 機 関	市町村機関			児 童 福 祉 施 設 等	警察からの 通告		家裁からの 送致		医 療 機 関	保 健 所	支 援 セ ン タ ー 庭	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
			福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他		14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満	14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満												
中央 児 童 相 談 所	H25	(755) 8	(357) 60	(4) 0	7	96	70	29	0	3	(39) 7	(23) 0	10	(4) 85	4	0	(223) 253	83	4	(31) 52	(1,438) 771	
	H26	(767) 10	(369) 59		(1) 7	(2) 65	(1) 86		33	0	9	(50) 26	(22) 0	3	103	3	0	(309) 223	117	8	(3) 90	(1,550) 846
	H27	(834) 10	(445) 92		(3) 6	(2) 86	(5) 107		40	0	4	(19) 16	(10) 4	3	103	1	0	(296) 211	119	10		(1,617) 957
	H28	(7) 7	(378) 109			(3) 89	(3) 137		34	2	1	(25) 15	(23) 5	0	111	10	4	(212) 203	140	10	100	(660) 997
	H29	(24) 8	(384) 115			(1) 95	(2) 128	(2) 27		1	4	(23) 18		5	123	8	4	(196) 286	92	3	(9) 79	(658) 1,014
	H30	(10) 5	(378) 21				(1) 205		38	0	0	(22) 27		1	106	14	2	(233) 234	115	3		(651) 1,016
	R1	23	380	9	55	68	221	67	4	3	25	8	2	143	10	0	404	153	10	102	1,687	
	比率	1.4%	22.5%	0.5%	3.3%	4.0%	13.1%	4.0%	0.2%	0.2%	1.5%	0.5%	0.1%	8.5%	0.6%	0.0%	23.9%	9.1%	0.6%	6.0%	100.0%	
幡 多 児 童 相 談 所	H25	135	59	14	17	12	10	2	0	0	16	31	3	14	0	0	114	4	1	6	438	
	H26	148	53	8	27	11	10	4	0	0	12	24	0	19	0	0	109	12	1	11	449	
	H27	145	63	8	24	9	12	2	0	1	12	28	2	8	1	0	113	16	0	9	453	
	H28	9	49	3	26	4	6	1	1	0	10	24	1	15	0	0	107	5	4	9	274	
	H29	4	42	0	16	13	7	0	0	0	10	5	1	21	1	0	132	9	1	9	271	
	H30	2	67	0	31	16	19	3	0	0	19	13	1	15	1	0	112	11	3	11	324	
	R1	3	55	0	40	15	22	3	0	0	11	13	0	11	0	0	125	22	0	11	331	
	比率	0.9%	16.6%	0.0%	12.1%	4.5%	6.6%	0.9%	0.0%	0.0%	3.3%	3.9%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	37.8%	6.6%	0.0%	3.3%	100.0%	
計	H25	(755) 143	(357) 119	(4) 14	24	108	80	31	0	3	(39) 23	(23) 31	13	(4) 99	4	0	(223) 367	87	5	(31) 58	(1,438) 1,209	
	H26	(767) 158	(369) 112		(1) 34	(2) 76	(1) 96		37	0	9	(50) 38	(22) 24	3	122	3	0	(309) 332	129	9	(3) 101	(1,550) 1,295
	H27	(834) 155	(445) 155		(3) 30	(2) 95	(5) 119		42	0	5	(19) 28	(10) 32	5	111	2	0	(296) 324	135	10		(1,617) 1,410
	H28	(7) 16	(378) 158			(3) 93	(3) 143		35	3	1	(25) 25	(23) 29	1	126	10	4	(212) 310	145	14	109	(660) 1,271
	H29	(24) 12	(384) 157			(1) 108	(2) 135	(2) 27		1	4	(23) 28		6	144	9	4	(196) 418	101	4	(9) 88	(658) 1,285
	H30	(10) 7	(378) 88				(1) 224		41	0	0	(22) 46		2	121	15	2	(233) 346	126	6	135	(651) 1,340
	R1	26	435	9	95	83	243	70	4	3	36	21	2	154	10	0	529	175	10	113	2,018	
	比率	1.3%	21.6%	0.4%	4.7%	4.1%	12.0%	3.5%	0.2%	0.1%	1.8%	1.0%	0.1%	7.6%	0.5%	0.0%	26.2%	8.7%	0.5%	5.6%	100.0%	

※ () は、療育福祉センター受付分。

※ H31.4.1障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所へ移管された。

第4表 市町村別相談対応状況

(平成30年度・令和元年度)

所 別	福祉保健所別 ・ 市町村別	平成30年度						令和元年度						
		養 護 相 談	（虐 待 相 談）	非 行 相 談	育 成 相 談	そ 保 の 健 他 の 障 害 相 談	計	養 護 相 談	（虐 待 相 談）	非 行 相 談	育 成 相 談	そ 保 の 健 他 の 障 害 相 談	計	
中 央 児 童 相 談 所	高 知 市	293	238	41	39	1	612	381	244	63	42	326	1,056	
	室 戸 市	8	7	1			16	13				4	17	
	安 芸 市	11	7	5			23	9	9	3	1	4	26	
	香 南 市	12	18	8	3		41	19	13	5	1	27	65	
	香 美 市	20	15	3	4		42	10	6		2	21	39	
	南 国 市	34	44	5	6		89	54	38	6	9	33	140	
	土 佐 市	20	7	1	1		29	18	33	1	1	10	63	
	須 崎 市	14	16	1			31	14	18	2		12	46	
	安 芸	東 洋 町		3				3	1				1	2
		奈 半 利 町	1	2		1		4	1				5	6
		田 野 町		4				4	1	1	1		2	5
		安 田 町						0						0
		北 川 村			1			1						0
		馬 路 村		4		1		5	3			1	1	5
	芸 西 村	2	2		1		5	1	3			8	12	
	中 央 東	本 山 町	10		1			11	2	9		1	1	13
		大 豊 町		3				3					1	1
		土 佐 町		2	1			3	2	2	1		3	8
		大 川 村						0						0
	中 央 西	仁 淀 川 町						0				1	3	4
		い の 町	11	10	2	2		25	11	13	6	3	27	60
		佐 川 町	9	5	2	2		18	14			3	14	31
		越 知 町						0	3	4	1		2	10
	日 高 村	7	1				8	5	3			3	11	
	須 崎	中 土 佐 町	3					3	2	1			5	8
		四 万 十 町						0					1	1
		津 野 町	3					3	4	8	1		3	16
橋 原 町		8	2				10	12	1				13	
県 外 等	9	1	4	1		15	10		2		8	20		
不 明						0	4				1	5		
計	475	391	76	61	1	1,004	594	406	92	65	526	1,683		
幡 多 児 童 相 談 所	四 万 十 市	24	7	4	16	59	110	27	18	1	23	44	113	
	宿 毛 市	16	13	1	18	33	81	17	11	1	18	24	71	
	土 佐 清 水 市	7	6	1	16	13	43	11	1	2	14	14	42	
	須 崎 四 万 十 町	9			6	7	22	9	12	1	11	12	45	
	幡 多	黒 潮 町	4	3	1	21	12	41	4	8		18	15	45
		大 月 町	1			3	9	13	2	2		2	4	10
		三 原 村	6				5	11				2	1	3
	高 知 市						0					1	1	
	橋 原 町					1	1						0	
	県 外	1					1					1	1	
不 明						0						0		
計	68	29	7	80	139	323	70	52	5	88	116	331		
合 計	543	420	83	141	140	1,327	664	458	97	153	642	2,014		

第5表 相談種類別経路

(令和元年度)

	都道府県			市町村			児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所 医療機関		学校等			里親	(児童 仲間を 含む)員	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他	計	
	児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	その他	児童 委員	保健 センター	その他	保育 所	児童 福祉 施設	指定 医療 機関			保健 所	医療 機関	幼稚園	学 校	教育 委員 会								
虐待 (通告)	中央			6	10	8	30				1		2	15		19					41	164	5	64	614
	幡多				6		12		1					1		2					2	22		11	83
	計	0	0	6	16	8	42	0	1	0	1	244	2	16	0	31	21	0	0	0	43	186	5	75	697
虐待 (認定)	中央			3	8	7	22	1					2	11		20					13	42		54	406
	幡多				6		12		1						4						1	7		11	52
	計	0	0	3	14	7	34	1	1	0	0	212	2	11	0	25	20	0	0	14		49	0	65	458
養護	中央	3	29	7	8	8	40	15	38		2	4	6	23		24				206	153	7	90	1,005	
	幡多		12		13		13	2	3					1		2				26	22		11	122	
	計	3	41	7	8	8	53	17	41	0	2	4	6	24	0	100	26	10	0	232	175	7	101	1,127	
非行	中央				1				4							1				37		1	1	90	
	幡多								1											3				5	
	計	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	37	2	0	0	7	1	0	0	40	0	1	1	95	

※養護については、虐待を含む件数を計上。

第6表 養護相談発生要因別状況

(平成22年度～令和元年度 福祉行政報告例)

所 別	年 度 別	家 出 ・ 失 踪	死 亡	離 婚	傷 病 ・ 入 院	家 族 環 境		そ の 他	計
						虐 待	そ の 他		
中央児童相談所	H22	3			6	126	332	134	601
	H23	4	1		17	111	241	139	513
	H24	2	1	1	10	137	250	102	503
	H25	3	3		18	165	269	88	546
	H26			1	9	215	308	89	622
	H27	1		1	17	359	255	114	747
	H28	1	1		18	293	345	206	864
	H29	4	2		10	296	405	170	887
	H30		4	1	5	393	275	192	870
	R1		2		13	409	340	239	1,003
	比率	0.0%	0.2%	0.0%	1.3%	40.8%	33.9%	23.8%	100.0%
幡多児童相談所	H22		2			16	31	2	51
	H23			2		5	32	4	43
	H24	2				16	42	1	61
	H25				2	16	44		62
	H26		1			27	51		79
	H27		1		2	31	55		89
	H28				1	11	59		71
	H29					36	42		78
	H30		1			29	67		97
	R1					52	71		123
	比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.3%	57.7%	0.0%	100.0%
計	H22	3	2	0	6	142	363	136	652
	H23	4	1	2	17	116	273	143	556
	H24	4	1	1	10	153	292	103	564
	H25	3	3	0	20	181	313	88	608
	H26	0	1	1	9	242	359	89	701
	H27	1	1	1	19	390	310	114	836
	H28	1	1	0	19	304	404	206	935
	H29	4	2	0	10	332	447	170	965
	H30	0	5	1	5	422	342	192	967
	R1	0	2	0	13	461	411	239	1,126
	比率	0.0%	0.2%	0.0%	1.1%	40.9%	36.5%	21.2%	100.0%

※ 1ケースに対して複数の対応あり。第12表と同数となるよう計上。

※療育福祉センター受付の養護相談件数： H24 4件（家族環境その他3件、その他1件）、H25 1件（家族環境その他）
H28 4件（その他4件）、H29 6件（死亡1件、離婚1件、傷病1件、家族環境
その他2件、その他1件）、H30 1件（家族環境その他）

第7表 児童虐待相談対応状況

1 虐待に関する相談対応件数の推移

所別	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央	117	139	168	145	126	111	137	165	212	349	280	291	391	406
幡多	29	19	16	10	16	5	16	16	23	30	11	35	29	52
計	(242)	(279)	(302)	(270)	(312)	(282)	(299)	(288)	(383)	(515)	(417)	(453)	(595)	(697)
	146	158	184	155	142	116	153	181	235	379	291	326	420	458

※（ ）は、児童虐待相談（通告）件数です。

2 虐待の経路別相談対応件数

年度	所別	総数	県機関	市 町 村 機 関				児童福祉施設等	医療機関	警察	学校等	家族親戚	近隣知人	その他
				福祉事務所	児童委員	保健センター	その他							
H29	中央	291	2	32		1	5	1	1	111	15	15	49	59
	幡多	35		3			1	3		6	8	4		10
	計	326	2	35	0	1	6	4	1	117	23	19	49	69
	比率	100.0%	0.6%	10.7%	0.0%	0.3%	1.9%	1.2%	0.3%	35.9%	7.1%	5.8%	15.0%	21.2%
H30	中央	391	4	16			11	1	8	196	37	9	17	92
	幡多	29		4			2		1	14	3			5
	計	420	4	20	0	0	13	1	9	210	40	9	17	97
	比率	100.0%	1.0%	4.8%	0.0%	0.0%	3.1%	0.2%	2.1%	50.0%	9.5%	2.1%	4.1%	23.1%
R1	中央	406	3	8		7	22	1	11	202	41	13	42	56
	幡多	52		6			12	1		10	4	1	7	11
	計	458	3	14	0	7	34	2	11	212	45	14	49	67
	比率	100.0%	0.7%	3.1%	0.0%	1.5%	7.4%	0.4%	2.4%	46.3%	9.8%	3.1%	10.7%	14.6%

3 主たる虐待者

(福祉行政報告例)

年度	所別	総数	父		母		その他 (両親、内縁 祖父母等)
			実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	
H29	中央	291	81	6	70		134
	幡多	35	11		18		6
	計	326	92	6	88	0	140
	比率	100.0%	28.2%	1.8%	27.0%	0.0%	43.0%
H30	中央	391	112	12	93		174
	幡多	29	18	4	6		1
	計	420	130	16	99	0	175
	比率	100.0%	30.9%	3.8%	23.6%	0.0%	41.7%
R1	中央	406	78	10	115	2	201
	幡多	52	25	7	10		10
	計	458	103	17	125	2	211
	比率	100.0%	22.5%	3.7%	27.3%	0.4%	46.1%

4 主たる虐待者の年齢層

(R1年度)

年齢層	父		母		その他		計
	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
10歳代	1		2				3
20歳代	29	1	87		5	2	124
30歳代	105	18	102	5	11	2	243
40歳代	71	16	99	8	9	1	204
50歳代	49		17		5		71
60歳代	3		1				4
70歳代					2		2
不明	2					2	4
計	260	35	308	13	32	7	655

※両親は性別によりそれぞれに計上。

5 被虐待者の年齢・相談種類別

年度	被虐待者の年齢	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		初以外		計
		中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
H29	0～3歳未満	3				53	6	18		80
	3歳～学齢前児童	9	3			43	3	13		71
	小学生	21	7	2		44	5	34		113
	中学生	6	2		1	17	2	9	1	38
	高校生その他	4		1	1	10	1	4	3	24
	計	43	12	3	2	167	17	78	4	326
	合計	55		5		184		82		326
	比率	16.9%		1.5%		56.4%		25.2%		100.0%
H30	0～3歳未満	6	2			69	4	32	1	114
	3歳～学齢前児童	9				54	5	9	2	79
	小学生	26	2	2		77	5	19	1	132
	中学生	14	1			38	3	6	1	63
	高校生その他	6		1		17	1	6	1	32
	計	61	5	3	0	255	18	72	6	420
	合計	66		3		273		78		420
	比率	15.7%		0.7%		65.0%		18.6%		100.0%
R1	0～3歳未満	6		1		40	7	38		92
	3歳～学齢前児童	9	3	1		53	3	33	1	103
	小学生	33	4	1		64	17	32	4	155
	中学生	18		1		37	4	9	2	71
	高校生その他	13	1	1		13	3	3	3	37
	計	79	8	5	0	207	34	115	10	458
	合計	87		5		241		125		458
	比率	19.0%		1.1%		52.6%		27.3%		100.0%

6 被虐待者の年齢別・性別 (R1年度)

年齢別	中央		幡多		男女別計		計
	男	女	男	女	男	女	
0歳	21	16	3	1	24	17	41
1歳	10	13	1		11	13	24
2歳	16	9		2	16	11	27
3歳	12	14		1	12	15	27
4歳	18	16	1	1	19	17	36
5歳	16	9	1	1	17	10	27
6歳	9	9	2	1	11	10	21
7歳	6	12	4	2	10	14	24
8歳	17	9	3	3	20	12	32
9歳	17	13	3		20	13	33
10歳	12	12		4	12	16	28
11歳	8	10	3		11	10	21
12歳	11	9	1	1	12	10	22
13歳	13	12	1	1	14	13	27
14歳	8	10	2		10	10	20
15歳	10	8		3	10	11	21
16歳	5	6		3	5	9	14
17歳	4	6	1	2	5	8	13
18歳以上					0	0	0
不明					0	0	0
計	213	193	26	26	239	219	458

第8表 <犯・触法行為等相談の主訴別状況

(平成22年度～令和元年度)

所 別	年 度 別	窃 盗	恐 喝 ・ 強 盗	暴 行	傷 害	放 火 ・ ろ う 火	わ い せ つ	喫 煙 物 ・ 乱 飲 酒	金 銭 持 出	粗 暴	虚 言 ・ 反 抗	不 純 異 性 交 遊	家 出 ・ 怠 学	施 設 無 断 外 出	そ の 他	計
中央児童相談所	H22	76	2	17	5	6	8	2	4	5	2	3	46	2	11	189
	H23	82	2	16	16	6	13	2	5	2	3	2	44	1	19	213
	H24	75	2	10	8	4	8	3	4	7		2	39	1	25	188
	H25	50	2	6	10	3	10	1	6	6	5	2	38		14	153
	H26	50	1	5	16	4	8	1	8	4	3	1	38		13	152
	H27	53	1	7	1	2	8		3	3		4	26		19	127
	H28	36		12	2	1	7	1	9	2		3	20	1	7	101
	H29	39		5	2	2	8		10	4	1	4	14		2	91
	H30	37	1	3	2	1	8	1	3	1	5	4	7	3	1	77
	R1	36		6	3		9		8	2	1	5	9	1	10	90
比率	40.0%	0.0%	6.7%	3.3%	0.0%	10.0%	0.0%	8.9%	2.2%	1.1%	5.6%	10.0%	1.1%	11.1%	100.0%	
幡多児童相談所	H22	4				1	2						3			10
	H23	10		1			1		2				2			16
	H24	8		1				2					2	1	1	15
	H25	4		4		2		1					4	1		16
	H26	4		2		2			1	1		1	4			15
	H27	4					1		2				3	1		11
	H28	1		1											2	4
	H29	1											2			3
	H30	2		1			2						2			7
	R1	2					2			1						5
比率	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
計	H22	80	2	17	5	7	10	2	4	5	2	3	49	2	11	199
	H23	92	2	17	16	6	14	2	7	2	3	2	46	1	19	229
	H24	83	2	11	8	4	8	5	4	7	0	2	41	2	26	203
	H25	54	2	10	10	5	10	2	6	6	5	2	42	1	14	169
	H26	54	1	7	16	6	8	1	9	5	3	2	42	0	13	167
	H27	57	1	7	1	2	9	0	5	3	0	4	29	1	19	138
	H28	37	0	13	2	1	7	1	9	2	0	3	20	1	9	105
	H29	40	0	5	2	2	8	0	10	4	1	4	16	0	2	94
	H30	39	1	4	2	1	10	1	3	1	5	4	9	3	1	84
	R1	38	0	6	3	0	11	0	8	3	1	5	9	1	10	95
比率	40.0%	0.0%	6.3%	3.2%	0.0%	11.6%	0.0%	8.4%	3.2%	1.0%	5.3%	9.5%	1.0%	10.5%	100.0%	

※療育福祉センター受付の非行相談件数：H28 1件（わいせつ）、H29 1件（窃盗）
H30 1件（自家金持出）

第9表 調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況

(令和元年度 福祉行政報告例)

所 別	対 象 者	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司	児 童 福 祉 司	そ の 他 の 所 員
中央 児 童 相 談 所	児 童	3,471	5	1		254	177	68	93	482	4		167	419	
	(再掲) 児童虐待	1,536				62	40	18	52	155	1		49	72	
	保 護 者	9,823	1	1		2			5	28			37	479	1
	(再掲) 児童虐待	4,772							4	5			1	89	
	そ の 他	22,041	2	1		1	5		11	86	4		6	641	
	(再掲) 児童虐待	9,858					2		10	19			1	142	
	計	35,335	8	3	0	257	182	68	109	596	8	0	210	1,539	1
	(再掲) 児童虐待	16,166	0	0	0	62	42	18	66	179	1	0	51	303	0
幡 多 児 童 相 談 所	児 童	774	3	1		76	79	21	26	71	36		4	9	2
	(再掲) 児童虐待	423	3	1		10	4	10	9	23			2	6	1
	保 護 者	2,112				25	28	1	1	51	2		29	29	
	(再掲) 児童虐待	928					1			2			6	19	
	そ の 他	5,944				3	9		3	30				13	
	(再掲) 児童虐待	3,084				1	2		1	2				11	
	計	8,830	3	1	0	104	116	22	30	152	38	0	33	51	2
	(再掲) 児童虐待	4,435	3	1	0	11	7	10	10	27	0	0	8	36	1
計	児童・保護者・その他	44,165	11	4	0	361	298	90	139	748	46	0	243	1,590	3
	(再掲) 児童虐待	20,601	3	1	0	73	49	28	76	206	1	0	59	339	1
	児童・保護者・その他		15			1,636						1,836			
	(再掲) 児童虐待		4			432						399			

第10表 一時保護の状況（合計）

（令和元年度）

相談種類別	所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等									
				施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数	
養 護	虐待	中央	12	134	17	1		68	38	22	146	6,760	46.3
		幡多	1	15	6			8	1	1	16	812	50.8
	その他	中央	16	182	27	3	3	61	93	11	198	3,793	19.2
		幡多		3	1			2			3	85	28.3
非 行	中央	3	32	6	1		21	6	1	35	960	27.4	
	幡多		1	1						1	37	37.0	
育 成	中央	1	9	2			3	3	2	10	306	30.6	
	幡多									0			
障 害 ・ 保 健 そ の 他	中央									0			
	幡多									0			
計	中央	32	357	52	5	3	153	140	36	389	11,819	30.4	
	幡多	1	19	8	0	0	10	1	1	20	934	46.7	
	計	33	376	60	5	3	163	141	37	409	12,753	31.2	
一 日 平 均 在 籍 人 員	中央	32.29		幡多	2.55								

第10表 一時保護の状況（一時保護所／一時保護委託）

（令和元年度）

（一時保護所）

相談種類別	所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等									
				施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数	
養 護	虐 待	中央	7	78	4	1		42	25	13	85	3,774	44.4
		幡多	1	2	1			2			3	128	42.7
	そ の 他	中央	10	70	13		3	37	21	6	80	1,902	23.8
		幡多		1				1			1	23	23.0
非 行	中央	3	29	4	1		21	5	1	32	924	28.9	
	幡多		1	1						1	37	37.0	
育 成	中央	1	8	2			3	3	1	9	303	33.7	
	幡多									0			
障 害 ・ 保 健 そ の 他	中央									0			
	幡多									0			
計	中央	21	185	23	2	3	103	54	21	206	6,903	33.5	
	幡多	1	4	2	0	0	3	0	0	5	188	37.6	
	計	22	189	25	2	3	106	54	21	211	7,091	33.6	
一 日 平 均 在 籍 人 員	中央	18.86		幡多	0.51								

（一時保護委託）

相談種類別	所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等									
				施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数	
養 護	虐 待	中央	5	56	13			26	13	9	61	2,986	49.0
		幡多		13	5			6	1	1	13	684	52.6
	そ の 他	中央	6	112	14	3		24	72	5	118	1,891	16.0
		幡多		2	1			1			2	62	31.0
非 行	中央		3	2				1		3	36	12.0	
	幡多									0			
育 成	中央		1						1	1	3	3.0	
	幡多									0			
障 害 ・ 保 健 そ の 他	中央									0			
	幡多									0			
計	中央	11	172	29	3	0	50	86	15	183	4,916	26.9	
	幡多	0	15	6	0	0	7	1	1	15	746	49.7	
	計	11	187	35	3	0	57	87	16	198	5,662	28.6	
一 日 平 均 在 籍 人 員	中央	13.43		幡多	2.04								

第11表 一時保護の相談種別・学年別状況（一時保護所）

（令和元年度）

中央児童相談所	入所理由		養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		そ の 他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
乳 幼 児	25	1,389	19	513							44	1,902		
小 学 生	小 1	5	229	2	50	1	42				8	321		
	小 2	5	139	7	171						12	310		
	小 3	6	290	3	47	3	108				12	445		
	小 4	4	189	5	182	2	62	1	140		12	573		
	小 5	8	253	5	192	2	43	3	67		18	555		
	小 6	6	342	7	147						13	489		
	小 計	34	1,442	29	789	8	255	4	207	0	0	75	2,693	
中 学 生	中 1	9	314	2	64	8	219				19	597		
	中 2	6	295	3	109	5	81	1	15		15	500		
	中 3	6	293	7	149	3	81	2	75		18	598		
	小 計	21	902	12	322	16	381	3	90	0	0	52	1,695	
そ の 他	5	41	20	278	8	288	2	6			35	613		
計	85	3,774	80	1,902	32	924	9	303	0	0	206	6,903		

幡多児童相談所	入所理由		養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		そ の 他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
乳 幼 児											0	0		
小 学 生	小 1										0	0		
	小 2										0	0		
	小 3	1	53								1	53		
	小 4										0	0		
	小 5			1	23						1	23		
	小 6										0	0		
	小 計	1	53	1	23	0	0	0	0	0	0	2	76	
中 学 生	中 1	1	47								1	47		
	中 2										0	0		
	中 3	1	28			1	37				2	65		
	小 計	2	75	0	0	1	37	0	0	0	0	3	112	
そ の 他											0	0		
計	3	128	1	23	1	37	0	0	0	0	5	188		

第11表 一時保護の相談種類別・学年別状況（一時保護委託）

（令和元年度）

中央児童相談所	入所理由		養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		そ の 他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
乳 幼 児	43	2,080	69	1,356								112	3,436	
小 学 生	小 1			4	32							4	32	
	小 2			9	71							9	71	
	小 3			7	107							7	107	
	小 4	2	309	5	72	1	6					8	387	
	小 5			2	64	1	29					3	93	
	小 6	2	91	1	13							3	104	
	小 計	4	400	28	359	2	35	0	0	0	0	34	794	
中 学 生	中 1	1	5	2	6							3	11	
	中 2	1	86	1	4							2	90	
	中 3	4	78	14	76							18	154	
	小 計	6	169	17	86	0	0	0	0	0	0	23	255	
そ の 他	8	337	4	90	1	1	1	3				14	431	
計	61	2,986	118	1,891	3	36	1	3	0	0		183	4,916	

幡多児童相談所	入所理由		養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		そ の 他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
乳 幼 児	4	203	1	1								5	204	
小 学 生	小 1											0	0	
	小 2	1	75									1	75	
	小 3	3	113									3	113	
	小 4											0	0	
	小 5	1	75	1	61							2	136	
	小 6											0	0	
	小 計	5	263	1	61	0	0	0	0	0	0	6	324	
中 学 生	中 1											0	0	
	中 2											0	0	
	中 3	1	75									1	75	
	小 計	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	1	75	
そ の 他	3	143										3	143	
計	13	684	2	62	0	0	0	0	0	0		15	746	

第12表 相談種類別対応状況（中央児童相談所／幡多児童相談所）

（令和元年度 福祉行政報告例）

相談種類	対応状況												その他			未対応件数（年度末現在）							
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・家庭支援センター 指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・制約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定発達支援医療機関委託	里親委託	（法第27条第1項第4号） 家庭裁判所送致	障害者施設等への利用契約	その他	計	中央	幡多	中央		
	助言指導	継続指導	他機関あわせ																			中央	幡多
養護相談	228	3	115	22	2	6	31	3	4	13	16	1	1	1	1	1	4	409	52	19	1	1	
その他養護相談	274	23	160	31	13	1	3	2		47	8	16	16			31	594	71	14				
保健相談																		0	0	0			
肢体不自由相談	3																1	4	0				
視聴覚障害相談																		0	0				
言語発達障害等相談	3	14		2														3	16				
重症心身障害相談	2	1															2	6	2				
知的障害相談	348	64	1	2												1	137	487	66				
発達障害相談	12	22	1	1												1	6	20	23				
く犯行為等相談	4	33	3	2						5							2	46	4	1			
触法行為等相談	8	33	1	1						3							1	47	1				
性格行動相談	20	78	26	6	1					3							6	57	84	2			
不登校相談	3	2	4									1						6	4				
適性相談	1	1																1	0				
育児・しつけ相談	1																	1	0				
その他の相談	5	1															1	6	9				
計	911	205	373	72	19	7	34	5	4	60	24	0	0	0	0	8	1	1,687	332	36	1	1	
比率	55.27%		22.04%		1.29%		1.93%		0.20%	4.16%		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.96%	0.05%	100.00%	9.86%	0.25%	0.05%	0.94%	0.00%

※1つのケースに複数の対応あり。

第13表 要保護児童対策地域協議会 会議開催状況

(令和元年度)

市 町 村 名	代表者会議		実務者会議		個別ケース検討会議	
	回数	うち児相参加	回数	うち児相参加	延べケース数	うち児相参加
高 知 市	1	1	24	24	399	195
室 戸 市	1	1	1	1	50	9
安 芸 市	1	1	2	2	31	17
東 洋 町	1	1	2	2	7	3
中 芸 広 域 連 合	1	1	8	7	13	6
内 訳	奈 半 利 町		3	3	9	6
	田 野 町		3	2	0	0
	安 田 町		2	2	1	0
	北 川 村		0	0	0	0
	馬 路 村		0	0	3	0
芸 西 村	1	1	3	3	14	9
香 南 市	1	1	3	3	40	18
香 美 市	1	1	3	3	42	12
南 国 市	1	1	3	3	96	61
本 山 町	1	1	1	1	6	4
大 豊 町	1	1	1	1	0	0
土 佐 町	1	1	3	3	3	2
大 川 村	0	0	0	0	0	0
土 佐 市	1	1	2	2	97	19
い の 町	1	1	4	4	64	19
仁 淀 川 町	1	1	3	2	56	1
佐 川 町	1	1	3	3	35	9
越 知 町	1	1	1	1	4	2
日 高 村	1	1	2	2	65	13
須 崎 市	1	1	2	2	37	9
中 土 佐 町	1	1	3	3	44	0
津 野 町	1	1	2	2	6	6
梶 原 町	1	1	3	2	24	1
四 万 十 市	0	0	3	3	17	8
宿 毛 市	1	1	3	3	25	24
土 佐 清 水 市	2	2	4	3	6	2
四 万 十 町	1	1	3	3	24	8
黒 潮 町	1	1	3	3	22	19
大 月 町	1	1	1	1	5	5
三 原 村	1	1	2	1	6	0
合 計	29	29	98	93	1,238	481

※個別ケース検討会議については、児相への参加要請がない場合あり。

第14表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和2年4月1日現在)

○ 養育里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託している里親数	委託している児童数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～1歳未満	1歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上
高 知 市	22	8	9		5	3	1	
室 戸 市	1	1	1					1
安 芸 市	1	1	2			1		1
香 南 市	2	1	1		1			
香 美 市	4	3	5		3	1	1	
南 国 市	6	3	4			1	2	1
土 佐 市	1							
須 崎 市	2	1	1			1		
奈 半 利 町	1							
安 田 町	1							
馬 路 村	1							
本 山 町	2	1	1		1			
土 佐 町	1	1	1				1	
い の 町	4	1	1					1
仁 淀 川 町	1							
佐 川 町	1	1	1				1	
梶 原 町	1	1	2				1	1
四 万 十 市	3							
土 佐 清 水 市	1	1	1			1		
四 万 十 町	1							
計	57	24	30	0	10	8	7	5

○ 養子縁組里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託している里親数	委託している児童数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～1歳未満	1歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上
高 知 市	10							
安 芸 市	1							
奈 半 利 町	1	1	1	1				
本 山 町	1							
黒 潮 町	1							
計	14	1	1	1	0	0	0	0

注) ※専門里親登録：高知市2名、安芸市1名。

※養育里親と養子縁組里親の両方に登録している里親：5組

第14表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和2年4月1日現在)

○ 親族里親

	市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
					0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
親 族 里 親	高 知 市	3	3	3				2	1
	安 芸 市	1	1	1			1		
	香 南 市	2	2	2		1	1		
	香 美 市	2	2	2		1	1		
	南 国 市	3	3	3				1	2
	土 佐 市	2	2	5		1	2		2
	須 崎 市	4	4	6		1	3		2
	い の 町	1	1	2				2	
	土 佐 町	1	1	1					1
	佐 川 町	1	1	3				2	1
	中 土 佐 町	3	3	3			1		2
	宿 毛 市	1	1	1					1
計	24	24	32	0	4	9	7	12	

○ファミリーホーム

市 町 村 別	事業者数	児童を委託 している 事業者数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	1	1	4				1	3
四 万 十 市	1	1	1				1	
本 山 町	1	1	5		1	1	1	2
計	3	3	10	0	1	1	3	5

第15表 電話相談の状況

(平成30年度・令和元年度)

注) 平成18年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託。

●相談内容

		H30	R1
養	護 相 談	9	5
保	健 相 談	3	6
障	害 相 談		1
非	行 相 談		1
育 成 相 談	性 格 行 動	1	2
	不 登 校	6	
	適 性		
	し つ け	16	26
	そ の 他		
小 計		23	28
家	庭 問 題 相 談	14	8
学	校 問 題 相 談	6	
社 会 問 題	い じ め 相 談	6	5
	性 的 被 害	1	1
	異 性 関 係		
	社 会 関 係	3	2
小 計		10	8
そ の 他 の 相 談		13	2
計		78	59

●相談対象者年齢別

		H30	R1
乳	幼 児	12	6
小	学 生	20	11
中	学 生	16	19
高	校 生 以 上	7	20
不	明	23	3

●相談者

		H30	R1
本	人	18	10
父		7	6
母		30	28
祖	父 母	14	9
き	ょう だ い	1	
親	戚		
友	人		
近	隣 知 人	3	6
そ	の 他	5	

●地域別

		H30	R1
高	知 市	6	9
高	知 市 以 外 の 市	1	1
郡	部	1	1
県	外	8	
不	明	62	48

●相談対象者性別

		H30	R1
男		33	33
女		36	22
不	明	9	4

●相談時間帯

		H30	R1
9時	～ 11時	28	17
11時	～ 13時	13	4
13時	～ 15時	16	19
15時	～ 17時	13	13
17時	～ 18時	8	6

●相談所要時間

		H30	R1
0	～ 15分	35	18
15分	～ 30分	15	23
30分	～ 45分	17	12
45分	～ 60分	4	3
60分	以上	7	3

●相談処理状況

		H30	R1
助	言	16	18
傾	聴	43	28
来	所		1
他	機 関 紹 介	16	8
そ	の 他	3	4

●曜日別件数

		H30	R1
月	曜 日	14	7
火	曜 日	12	10
水	曜 日	10	9
木	曜 日	13	13
金	曜 日	11	10
土	曜 日	8	5
日	曜 日	10	5

●月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H20	3	11	16	11	7	8	7	5	3	3	3	3
H30	7	3	8	12	5	11	5	8	6	2	6	5
R1	4	3	2	9	4	8	8	5	2	5	4	5

第16表 夜間・休日電話対応状況

(令和元年度)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
虐待通告 (相談)	件数	中央	6	7	14	6	15	16	6	7	7	6	3	7	100
		幡多	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
		計	6	8	14	6	15	16	7	7	7	7	3	7	103
	時間 (分)	中央	96	125	155	65	104	137	32	172	97	125	46	94	1,248
		幡多	0	5	0	0	0	0	5	0	0	10	0	0	20
		計	96	130	155	65	104	137	37	172	97	135	46	94	1,268
子育てSOS	件数	中央	1	4	7	3	0	8	2	2	2	0	2	1	32
		幡多	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
		計	1	4	8	3	0	8	3	2	2	2	0	2	1
	時間 (分)	中央	49	72	215	44	0	104	21	21	19	0	25	7	577
		幡多	0	0	10	0	0	0	3	0	0	0	0	0	13
		計	49	72	225	44	0	104	24	21	19	0	25	7	590
その他	件数	中央	383	369	389	317	272	292	278	261	266	231	280	281	3,619
		幡多	26	5	10	8	7	17	34	3	9	6	10	3	138
		計	409	374	399	325	279	309	312	264	275	237	290	284	3,757
	時間 (分)	中央	804	855	835	604	465	382	392	401	380	518	475	453	6,564
		幡多	63	10	34	12	17	29	93	5	58	11	16	5	353
		計	867	865	869	616	482	411	485	406	438	529	491	458	6,917
合計	件数	中央	390	380	410	326	287	316	286	270	275	237	285	289	3,751
		幡多	26	6	11	8	7	17	36	3	9	7	10	3	143
		計	416	386	421	334	294	333	322	273	284	244	295	292	3,894
	時間 (分)	中央	949	1,052	1,205	713	569	623	445	594	496	643	546	554	8,389
		幡多	63	15	44	12	17	29	101	5	58	21	16	5	386
		計	1,012	1,067	1,249	725	586	652	546	599	554	664	562	559	8,775



資料



第 1 表	市町村児童家庭相談担当部署一覧	54
第 2 表	施設一覧	55
第 3 表	地域子育て支援センター一覧	57

第1表 市町村児童家庭相談担当部署一覧

(R2.4.1現在)

市町村等	担当課	〒	住所	TEL	
高知市	子ども家庭支援センター	780-8571	高知市本町5-1-45	088-823-1212	
安芸福祉保健所	室戸市	教育委員会生涯学習課人権教育班	781-7185	室戸市浮津25-1	0887-22-5144
	安芸市	福祉事務所こども係	784-8501	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887-35-1009
	東洋町	住民課	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3	0887-29-3394
	奈半利町	住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887-38-4012
	田野町	保健福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887-38-2812
	安田町	町民生活課	781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887-38-6712
	北川村	住民課	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887-32-1214
	馬路村	健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887-44-2112
	芸西村	健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2112
中央東福祉保健所	香南市	福祉事務所子ども家庭相談係	781-5292	香南市野市町西野2706	0887-57-8509
	香美市	福祉事務所社会福祉班	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887-53-3117
	南国市	福祉事務所こども相談係	783-8501	南国市大涌甲2301	088-880-6564
	本山町	健康福祉課	781-3602	長岡郡本山町本山600	0887-70-1060
	大豊町	教育委員会事務局	789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887-72-1031
	土佐町	健康福祉課	781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887-82-2333
	大川村	総務課	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
中央西福祉保健所	土佐市	少年育成センター	781-1101	土佐市高岡町甲2192-1	088-852-7702
	いの町	教育委員会事務局	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088-893-1922
	仁淀川町	保健福祉課	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎200	0889-35-0888
	佐川町	健康福祉課	789-1202	高岡郡佐川町乙2310	0889-22-7705
	越知町	保健福祉課	781-1301	高岡郡越知町越知甲2457	0889-26-3211
	日高村	教育委員会教育支援室	781-2153	高岡郡日高村本郷192 日高村立図書館内	0889-24-4411
須崎福祉保健所	須崎市	教育委員会子ども・子育て支援課	785-8601	須崎市山手町1-7	0889-42-1229
	中土佐町	健康福祉課	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6602-2	0889-52-2662
	津野町	住民福祉課 (総合保健福祉センター里楽)	785-0202	高岡郡津野町姫野々431-1 津野町総合保健福祉センター	0889-55-2151
	梶原町	保健福祉課 子育て世代包括支援センター	785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889-65-1170
	四万十町	健康福祉課	786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880-22-3115
幡多福祉保健所	四万十市	福祉事務所社会福祉係	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-1120
	宿毛市	福祉事務所社会推進係	788-8686	宿毛市桜町2-1	0880-63-1114
	土佐清水市	教育委員会教育センター	787-0325	土佐清水市栄町6-13	0880-82-0355
	黒潮町	健康福祉課	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880-43-2824
	大月町	町民福祉課	788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880-73-1113
	三原村	住民課	787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880-46-2111

第2表 施設一覧

(R2.4.1現在)

施設名	定員	〒	所在地	TEL	FAX
○乳児院					
高知聖園 ベビーホーム	30人	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1990	088-872-9336
○児童養護施設					
高知聖園天使園	71人	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1996	088-822-3845
子供の家	70人	780-0054	高知市相生町2-8	088-882-0826	088-884-0120
愛仁園	70人	781-5101	高知市布師田1711	088-845-1003	088-845-1099
南海少年寮	30人	781-0112	高知市仁井田845-5	088-847-0631	088-847-0879
愛童園	30人	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-54-2730	0887-54-3160
博愛園	50人	782-0024	香美市土佐山田町神通寺375-1	0887-53-2510	0887-53-2628
さくら園	40人	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-22-1236	0889-22-1331
若草園	45人	787-0155	四万十市下田2211	0880-33-0247	0880-33-0518
○児童心理治療施設					
さくらの森学園 (通所)	30人 15人	789-1201	高岡郡佐川町甲1115-3	0889-22-4333	0889-22-4332
若竹学園	30人	761-8004	高松市中山町五色台1501-192	087-882-1000	087-882-1160
ひまわりの家	10人	797-0020	西予市宇和町久枝甲1429	0894-89-3112	0894-62-4122
○児童自立支援施設					
希望が丘学園	40人	783-0043	南国市岡豊町小蓮720	088-866-2069	088-866-0649
国立武蔵野学院	150人	336-0963	埼玉県さいたま市緑区大字大門1030	048-878-1260	048-878-1244
国立きぬ川学院	100人	329-1334	栃木県さくら市押上288	028-682-2448	028-682-3451
○障害児入所施設					
南海学園	児童 10人	783-0005	南国市大桶乙2288	088-864-2221	088-864-1789
わかぎ寮	30人	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1166	088-856-1905
わかふじ寮	40人	787-0010	四万十市古津賀1801-1	0880-35-4092	0880-35-4091
土佐希望の家 医療福祉センター	140人	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
幡多希望の家	51人	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215
独立行政法人国立病院機構 高知病院	120人	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664

施設名	定員	〒	所在地	TEL	FAX
○自立援助ホーム					
南風	女子 5人	781-0252	高知市瀬戸東町2丁目284番	088-842-7378	088-842-7378
サザンカ	女子 6人	781-5103	高知市大津乙431-4	088-881-4590	088-881-4731
祖師谷憩いの家	男女 6人	156-0045	東京都世田谷区桜上水1-27-11	03-3304-4702	03-3304-4702
響～HIBIKI～	男女 6人	764-0035	香川県仲多度郡多度津町奥白方1149-6	0877-85-8556	0877-85-8556
歩～AYUMI～	男女 12人	769-2301	香川県さぬき市長尾東1571-4	0879-26-9222	0879-26-9222
こんぴら鞆橋荘	男女 6人	766-0002	香川県仲多度郡琴平町45	0877-89-8001	0877-89-1677
ていーだ	男女 6人	799-0702	愛媛県四国中央市土居町小林18-3	0896-74-3538	0896-74-3538
○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）					
おふし	6人	780-0982	高知市東久万37-3	088-824-3673	088-803-8363
かんのん舎	5人	781-3610	長岡郡本山町下関792	0887-76-3017	0887-76-3017
後 <small>うしろがわ</small> 川	5人	787-1107	四万十市岩田132-1	0880-34-7548	0880-34-9016
施設名		〒	所在地	TEL	FAX
○児童家庭支援センター					
児童家庭支援センター-ひだまり		789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	0889-22-1331
児童家庭支援センター-高知みその		780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-6488	088-856-9995
児童家庭支援センター-高知 ふれんど		780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-803-5550	088-803-5770
児童家庭支援センター- ぴらうらんど		781-6410	安芸郡田野町字上ノ岡4462番地58	0887-37-9915	0887-37-9916

第3表 地域子育て支援センター一覧

施設名	〒	所在地	TEL
○高知市			
地域子育て支援センター「あい」	780-8015	高知市百石町2-18-25（母子生活支援施設ちぐさ内）	088-834-2040
地域子育て支援センター「にこにこひろば」	780-8072	高知市曙町1-11-8（朝倉中央保育園内）	088-844-1855
地域子育て支援センター「あそぼっと」	780-8082	高知市若草南町23-47（若葉保育園内）	088-844-5615
地域子育て支援センター「ぼけっとランド」	780-8050	高知市鴨部860-1（西部健康福祉センター内）	088-828-4781
地域子育て支援センター「いるかひろば」	780-8023	高知市六泉寺町22（港孕保育園内）	088-834-1484
地域子育て支援センター「うららかなかよし広場」	781-0314	高知市春野町南ヶ丘1-9-1（うららか保育園内）	088-805-2828
地域子育て支援センター「たんぼぼ」	781-0011	高知市薊野北町2-7-5（あざみの保育園内）	088-845-1253
地域子育て支援センター「くすくすひろば」	781-8121	高知市葛島4丁目3-3（東部健康福祉センター内）	088-882-9387
地域子育て支援センター「はるの・わくわくぼけっと」	781-0304	高知市春野町西分1-1（春野あじさい会館内） 出張ひろば：南ヶ丘コミュニティーセンター 長浜宇賀公民館	090-1008-1333
地域子育て緯線センター「こあら」	780-8040	高知市神田2098-2（(株)山崎技研敷地内）	088-833-7077
地域子育て支援センター「おおつ・にじいろひろば」	781-5103	高知市大津乙181-4（大津保育園内）	088-866-1249
さくらんぼの森	780-0841	高知市帯屋町2丁目2-9（帯屋町チェントロビル2階）	088-855-7010
親子みかづき広場		高知市万々381（みかづき幼稚園内）	088-822-3388
ママン	780-0084	高知市南御座6-10（高知蔦屋書店3F）	088-855-5238
子育て支援センターおもいっきりひろば		高知市一宮南町1丁目15-13 （マルナカ高知インター店敷地内）	088-855-7310
○室戸市			
むろと保育園子育て支援センター「クローバー」	781-7102	室戸市室津2937番地1（むろと保育園内）	0887-22-0587
佐喜浜保育所地域子育て支援センター「にわかっこ」		室戸市佐喜浜町1336番地3（佐喜浜保育所内）	0887-27-2844
○安芸市			
安芸市地域子育て支援センター	784-0020	安芸市西浜570番地（安芸おひさま保育所内）	0887-37-9310
○南国市			
地域子育て支援センターおひさま	783-0005	南国市大桶乙3553-1（吾岡保育園内）	088-863-0133
地域子育て支援センターキンダーガーデンおおしの	783-0004	南国市大桶甲2504（大條保育園内）	088-863-5515
地域子育て支援センターひよこルーム	783-0004	南国市大桶甲320（南国市保健福祉センター内）	088-863-7373
にじいろセンター おころ	783-0044	南国市岡豊町八幡925-1	088-862-0110

施設名	〒	所在地	TEL
○南国市			
とおちどんぐりの森	783-0085	南国市十市2315-1（十市保育園内）	088-865-8801
○土佐市			
土佐市子育て支援センター 「なかよし広場」	781-1105	土佐市蓮池1331（蓮池保育園内）	088-852-0090
土佐市子育て支援センター 「とっとこ広場」	781-1161	土佐市宇佐町宇佐1133-1（宇佐保育園内） 出張ひろば：こぼと保育園内 みのり保育園内	088-803-2765
○須崎市			
子育て支援センター サンサン広場	785-0043	須崎市吾井郷乙1917番地1（おひさま保育園内）	0889-59-0553
須崎市子育て支援センター はっぴいほけっと	785-0031	須崎市山手町1-7（須崎市総合保健福祉センター）	0889-42-1159
○宿毛市			
宿毛市地域子育て支援センター	788-0052	宿毛市和田2321	0880-63-2457
○土佐清水市			
土佐清水市地域子育て支援センター どんぐりっこ	787-0330	土佐清水市清水ヶ丘31-1（きらら清水保育園内）	0880-83-0033
○四万十市			
四万十市地域子育て支援センター なかむら	787-0011	四万十市右山元町1丁目2-10	0880-35-3748
四万十市地域子育て支援センター にしとさ	787-1603	四万十市西土佐用井1110番地3（川崎保育所内）	0880-52-1277
○香南市			
香南市総合子育て支援センター	781-5232	香南市野市町西野2072-4 出張ひろば：吉川みどり保育所内 香我美おれんじ保育所内 赤岡保育所 夜須保育所	0887-50-5257
○香美市			
子育てセンター びらふ	781-4212	香美市香北町美良布1085（美良布保育園内）	0887-59-3121
子育てセンター なかよし	782-0016	香美市土佐山田町山田1150-1（なかよし保育園内）	0887-53-1008
○中芸広域連合			
遊分舎（あそぶんじゃ）	781-6410	安芸郡田野町1488番地1	0887-38-8212 <small>（中芸広域連合保健福祉課）</small>
○本山町			
本山町子育て支援センター	781-3601	長岡郡本山町本山558-1（本山保育所内）	0887-76-3003
○土佐町			
土佐町子育て支援センター	781-3401	土佐郡土佐町土居206（土佐町保健福祉センター内） 出張ひろば：図書館ホール内 みつば保育園内	0887-82-0483

施設名	〒	所在地	TEL
○いの町			
いの町地域子育て支援センター 「ぐりぐらひろば」	781-2100	吾川郡いの町1510-1（いの町総合健康センター内）	088-892-3151
○仁淀川町			
仁淀川町地域子育て支援センター	781-1501	吾川郡仁淀川町大崎158	0889-35-0433
○中土佐町			
中土佐町子育て支援センター	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6551-1（久礼保育所内）	0889-52-2643
○佐川町			
佐川町子育て支援センター 「なかよしひろば」	789-1202	高岡郡佐川町乙2310番地 （佐川町健康福祉センター かわせみ内） 出張ひろば：永野保育園内	080-2997-6959
○梶原町			
梶原町地域子育て支援センター	785-0600	高岡郡梶原町1212番地2（雲の上の図書館内）	0889-65-1350 <small>（梶原町生涯学習課）</small>
○日高村			
日高村地域子育て支援センター	781-2152	高岡郡日高村沖名23（日高村保健センター内）	0889-24-4411
○四万十町			
四万十町窪川 地域子育て支援センター	786-0012	高岡郡四万十町北琴平町10-7	0880-22-2525
四万十町十和 地域子育て支援センター	786-0511	高岡郡四万十町昭和416-4（昭和保育所内）	0880-28-4233
四万十町大正 地域子育て支援センター	786-0301	高岡郡四万十町大正385番地1	0880-27-0363
○三原村			
三原村子育て支援センター まんま	787-0803	幡多郡三原村来栖野479番地（三原村保健センター内）	0880-46-2111 <small>（三原村 住民課）</small>
○黒潮町			
黒潮町地域子育て支援センター	789-1931	幡多郡黒潮町入野5695（大方中央保育所内） 出張ひろば：総合保健センター内	0880-43-0512

子ども・家庭の相談や児童虐待に関する相談は、市町村の児童家庭相談窓口で受け付けています。（相談窓口は、54ページに記載）

児童相談所では、子どもに関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。

- ◆家庭での養育が困難な子どもに関する相談
- ◆子どもの問題行動に関する相談
- ◆児童虐待に関する相談
- ◆里親制度に関する相談 など

月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:15

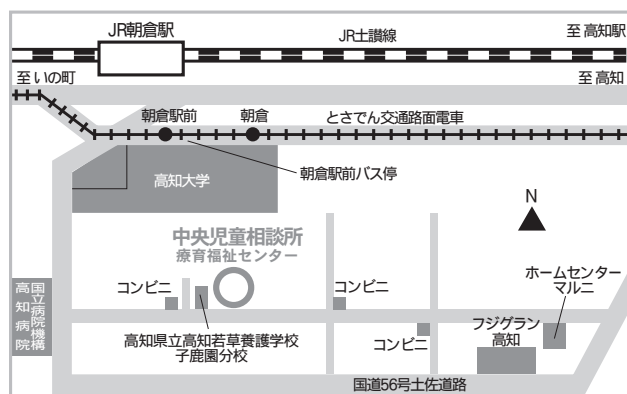
※緊急の場合を除き、電話での予約が必要となります。

高知県中央児童相談所

〒780-8081 高知市若草町10-5

TEL 088-821-6700

FAX 088-821-9005



【交通のご案内】

バス：看護学院又は高知病院前下車、徒歩約7分
JR：朝倉駅からタクシーで約7分、徒歩約20分
路面電車：朝倉駅前からタクシーで約7分
朝倉前から徒歩約20分
車：駐車場があります。

高知県幡多児童相談所

〒787-0050 四万十市渡川1-6-21

TEL 0880-37-3159

FAX 0880-37-3205



【交通のご案内】

バス：清水・足摺方面「渡川」バス停下車
宿毛・片島方面「具同」バス停下車
車：駐車場があります。

☆電話相談『子どもと家庭の110番』

088-872-0099

受付：9:00～18:00（年末年始を除く）

児童家庭支援センター高知みその
〒780-0062 高知市新本町1丁目7-30

